

## 第六十八回

## 参議院商工委員会議録第十一号

昭和四十七年五月二十三日(火曜日)

午前十時三十七分開会

## 委員の異動

五月十八日

辞任

大谷藤之助君

五月二十二日

辞任

小山邦太郎君

五月二十三日

辞任

小山邦太郎君

出席者は左のとおり。

## 委員長

矢野登君

阿具根登君

藤原房雄君

大森久司君

川上為治君

鶴園哲夫君

中尾辰義君

藤井恒男君

赤間文三君

植木光教君

小笠公韶君

大谷藤之助君

中山太郎君

山崎竜男君

刃弘君

竹田現照君

増田実君

本田早苗君

佐々木敏君

高橋淑郎君

菊地拓君

植木建雄君

農林省畜産局牛乳乳製品課長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

本日の会議に付した案件

○特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正

## 補欠選任

小山邦太郎君

大谷藤之助君

補欠選任

小山邦太郎君

田中角榮君

山中貞則君

吉田文剛君

熊田淳一郎君

谷村裕君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立君

柴田利右エ門君

須藤五郎君

國務大臣

通商産業大臣

田中角榮君

國務大臣

山中貞則君

吉田文剛君

中尾辰義君

原田立

定紡績業及び特定織布業の構造改善事業は必ずし

三〇

も順調な進捗状況とはいえず、本年度末までに当初計画の目標を達成することが困難な状況となっております。このため通商産業大臣の諮問機関であります織維工業審議会及び産業構造審議会織維部会において慎重な審議を重ねていただきました結果、この時点において構造改善事業を打ち切る

第二は、新たに織維工業構造改善事業協会に、振興基金を設置する旨の規定を置くとともに、同協会の業務として新商品または新技術の開発、海場市場動向調査等の織維製品の需要動向に即応するための事業に対する助成金の交付の業務を追加することとなります。

和四十六年度末までの設備・ビル・総額は、全体計画の七〇%にとどまつており、過剰設備の処理及び企業規模の集約化につきましても計画どおり進まず、不十分なものとなつております。このような情勢から纖維工業審議会及び産業構造審議会織維部会におきまして慎重な審議を重ねていただきました結果、この二業種についての構造改善の計画期間をそれぞれ二年間延長し、構造改善を促進するための措置を引き続き講すべき旨の答申を得た次第であります。

次に、辰興基金の設置についてでござりますが、

和四十六年度末までの設備・ビル・総額は、全体計画の七〇%にとどまつており、過剰設備の処理及び企業規模の集約化につきましても計画どおり進まず、不十分なものとなつております。このような情勢から纖維工業審議会及び産業構造審議会織維部会におきまして慎重な審議を重ねていただきました結果、この二業種についての構造改善の計画期間をそれぞれ二年間延長し、構造改善を促進するための措置を引き続き講すべき旨の答申を得た次第であります。

第二に、新たに纖維工業構造改善事業協会に、政府の出資金と纖維工業に属する事業を営んでいた者等による「辰興基金」の設立についてでございますが、

り、このうち特定紡績業と特定織布業の構造改善に関する規定につきましては、本年六月三十日までに廃止するものとなつておきましたが、先に申し上げましたような事情から、両業種の構造改善の計画期間を二年間延長する必要がありますので、この関係の規定の廃止期限を、この法律全体での廃止期限であります昭和四十九年六月三十日に合わせることとしたしております。

第二に、新たに纖維工業構造改善事業協会に、政府の出資金と纖維工業に属する事業を営んでいた者等による「辰興基金」の設立についてでございますが、

が、最近における織維製品の需要動向は、従来からの複合織維化の進展に加え、所得が上昇したことと、生活様式が多様化したこと等もありまして、ますます多様化、高級化、ファッション化の傾向を強めてまいっております。わが国織維工業にとりましては、このような需要動向の変化に、より迅速に、また、より適切に対応し得る供給構造に移行していくことが、国民生活の質的充実に対する寄与という観点からばかりでなく、高付加価値産業に、あるいは知識集約型産業に脱皮することと、

る者も大半その組織する団体からの出資金によつて構成される振興基金を設置する旨の規定を置くとともに、同協会の業務として、新商品または新技术の開発、海外市場動向調査等の織維製品の需要の動向に即応するための事業に対する助成金の交付及びこれに付帯する業務を追加することとしております。なお、この振興基金の関係の業務につきましては、今後十年間すなわち昭和五十七年六月三十日までに行なわれるよう本法律を廃止する場合に、政府が必要な措置を講ずることといたしております。

になり、発展途上国によるきびしい追い上げの中にあるわが國織維工業を合理的な国際分業の中に積極的に位置づけ、長期的に安定した地位を確保するという意味においてもきわめて重要なことであります。

この製品の高付加価値化、知識集約化を今後一そう足進むところ、今日、富士袋錦糸町本社に於て第三に、従来、消費工業機造改善事業協会は、信用基金をもつまして特定織布業、メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善事業に必要な資金の借り入れにつきまして債務の保証を行なつてしましましたが、これを特定紡績事業者が行なう構造改善に関する事業についても行なうことができる

の一環といたしまして、紡績業、織布業をはじめとする織維工業全般につきまして、新商品開発、新技术開発、海外市場動向調査等織維品の需要動向の変化に迅速かつ適切に対応するための事業に対しまして、助成金を交付する。二〇

次に、改正の要旨につきまして、補足して御説明いたします。

本法案におきましては、第一に、本法律の廃止し、期限は、從来昭和四十九年六月三十日となつておられました。この法律の廃止をめざすものとし、そのために、織維工業構造改善事業協会に新たに振興基金を設けることといたしました次第であります。

り、このうち特定紡績業と特定織布業の構造改善に関する規定につきましては、本年六月三十日までに廃止するものとなつておりましたが、先に申し上げましたような事情から、両業種の構造改善の計画期間を二年間延長する必要がありますので、この関係の規定の廃止期限を、この法律全体の廃止期限であります昭和四十九年六月三十日に合わせることといたしております。

第二に、新たに織維工業構造改善事業協会に、政府の出資金と織維工業に属する事業を営んでい る者またはその組織する団体からの出捐金によつて構成される振興基金を設置する旨の規定を置くとともに、同協会の業務として、新商品または新技術の開発、海外市場動向調査等の織維製品の需要の動向に即応するための事業に対する助成金の交付及びこれに付帯する業務を追加することといたしております。なお、この振興基金の関係の業務につきましては、今後十年間すなわち昭和五十七年六月三十日までに行なわれるよう本法律を廃止する場合に、政府が必要な措置を講ずることとしたとしております。

第三に、從来、消費工業構造改善事業協会は、信用基金をもしまして特定織布業、メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善事業に必要な資金の借り入れにつきまして債務の保証を行なつてまいりましたが、これを特定紡績事業者が行なう構造改善に関する事業についても行なうことができるここといたしております。

第四に、從来の特定紡績業の構造改善事業の一つの柱でありました業界の共同行為による特定精紡機の処理に関する規定につきましては、基本計画上の目標どおり行なわれましたので削除することといたしております。

その他所要の経過規定を置くとともに、条項の整理等を行なうこととを内容といたしております。

以上、この法案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 以上で説明の聽取は終わりました。

本法案に対する質疑は後日譲ります。

○委員長(大森久司君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聽取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森久司君) 割賦販売法の一部を改正する法律案、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

○小野明君 景表法につきまして質問をいたしました。両法案に対しても質疑のある方は順次御発言願います。

○小野明君 景表法につきまして質問をいたしました。この改正は、権限を地方自治体におろすというものでありまして、たびたびの衆参両院での審議の中でも要望されておった件もあり、私も賛成をおろすといふこの改正案についておおざいます。そこでこの改正案についておおざいます。地方法規の協力の体制といいますか、これを受け入れる体制といふのはどうなつておるのか、まことに伺ひをいたします。

○政府委員(谷村裕君) 数点についてお答え申し上げたいと思います。

まず、先般来から、ただいま御指摘のように、衆参両院におきましてもそういう御決議をいただ

いており、また、そういうことを受けまして、方公共団体のうちにも、こういう消費者行政の一環としての景表行政については地方としてもぜんやらしてほしいという、そういう御意見が出ております。そういう意味におきましては、まだ自分のほうとしては必ずしもそれが、中には、まだ自分のほうとしてもぜんだけの体制が整えられないかもしないと言つていらっしゃる向きもございましたが、大半は、大部分はぜひこういうことで進めてもらいたい、またそれに協力したい、そういう御意向でございました。それから第二に、現在の都道府県等におきましては、消費者行政のためのいろいろの仕事をいたしております。現に地方自治法もさようなふうに変わっておりますが、やっております仕事といつしましては、たとえば、消費者生活センターといふようなところでのいろいろの苦情相談でありますとか、あるいは現品を展示して消費者啓発運動をやるとか、そういうことでございますし、またその他、他の省の所管に基づく、たとえば、宅建業法等に基づいてするいろいろな取り締まり等も引き受けおるわけでございますが、そういう形でやつておりますうちに私どもの景表法関係のいろいろな苦情相談その他もまいります。それを都道府県のほうから私どものほうに取り次いでまいります。それがかなりの数にのぼっております。これを取り次いで、私どものほうで調べて、そしてまたやるという手間を、もっと何とか上げたいと思います。

以上、とりあえず四点だけお答え申し上げました。

○小野明君 地方自治体との協力と同時に、中央における各省との協力、この点が非常に大切であります。いろいろ公正競争規約等が各省所管の事項においても行なわれておるわけですが、聞くところによると、不動産広告の規制についても非常に甘い、あるいは食品表示についても問題がある等、公取の努力もさることながら、各省のこれに対する協力というものが見受けられないので、そういう事例を私ども聞いておりますし、また事実もあると思います。それで、その行政に対する各省の非協力ぶり、これはなはだしい権力いたしましては、ほとんどすべての県が、名前はいろいろございましょう。たとえば農民生活課とか、消費生活課とか、いろいろの名前がございますが、少なくとも部局の中にそれぞれの必要な課、あるいは多少の人員をそろえてやっております。それで必ずしもまだ十全なことはできないと思いますが、そういう消費生活をやるような部局もすでにござりますので、私どもの仕事をするようになれば、おおむねそういうようなところがやはり従来の線に沿つて引き受けいただけるようになると思っております。

第四番目に、これはのちほどあるいは御質問になるかもしれません、本年度の予算におきまして、十月から半年分ではござりますけれども、人員一人、わずか一人ではございますが、手始めでございますので、一応そういうことでございますが、そういう人を置き、そしてまた私どものほうのある程度の連絡活動等に要する経費、そういうものを予算で要求いたしまして、約二千万円程度の予算がそれに必要な経費としてつけてあるわけだと思います。都道府県のほうとしては、いろいろ今後ともそういうことについて国のほうが積極的になるならば、もっと予算をあやしてはいいといたしまして、本年度はそういうことになつておるわけだと思います。

以上、とりあえず四点だけお答え申し上げました。

○小野明君 地方自治体との協力と同時に、中央における各省との協力、この点が非常に大切であります。いろいろ公正競争規約等がないかと思います。いろいろ公取の努力もさることながら、各省のこれに対する協力といふ意味では御指摘のとおり、各省とも十分連絡をしてやつていかなければならぬと思いますが、いまおっしゃいましたように、たとえばある一つの具体的な調査なり何なりをする。検査と申しますか、こういうようなときには、たとえば不動産におきましては、私どものほうがいわゆる不動産の誇大表示を取り締まることになります。そういう意味では御指摘のところに参りますときには、私どもだけで参ると

きもございますが、たとえば建設省の関係をやつております東京都とか、そういう都道府県の方々とも一緒になって参ります。あるいはまた観光のおみやげ品等について調べます際、あるいはまた食品等について調べます際にも、ときによりそういうふうに共同でやっていることがござります。しかし、逆にまた御指摘になつたような意味において、たとえば一つの公正競争規約をつくろうというときに、私どものほうはここまでひとつやりたいという話がある際に、そこまでいまはまだ少し行き過ぎではないかというふうな意味でのやりとりがあることもございます。これは行政官庁間において、ある程度どの点までの妥当性を考えるかということについての話でございまして、いろいろ御意見がそこに出でることはあります。しかし、たとえ一つの公正競争規約をつくつてあるとしても、その御意見も同じ、また、私どもは消費者側の御意見、学識経験者側の御意見、また業界としての希望、そういうことでも公聴会等を通じて検討しました上で公正競争規約をつくつてあるけれども、どつかの省はこう言つたというような具体的な例をあげるとおっしゃる意味でございましたでしょうか。

○小野明君 そう、あればひとつあげてもらいたい。

○政府委員(谷村裕君) そうはなはだしいというほどの懸隔のあるものはございませんで、たとえば、厚生省の方がいらっしゃるかどうかしりませんけれども、お化粧品の広告をするときに、色が白くなるとか、しわがとれるとか、たとえば透き通るようにおはだが白くなるとか、いろんなものの言い方がございます。これは、広告といらもの多少とも文学的表現がござりますから、その文学的表現に対してもどこまではいい、これでは行き過ぎだという線を法律的に画するといつたところになりますから、はなはだその辺の程度がむずかしいわけでございますけれども、私どもとしてはややきつめにといいますか、消費者の立場からい

うと、色が白くなるといったって白くなりはしないとか、透き通るといったって透き通るということはうそだと、いろいろおっしゃいます。そういう表現の問題、これを厚生省と御相談したわけになります。そういうふうに共同でやっていることがござります。そして厚生省のほうとしてはずいぶん昔だったら、こんな広告がと思われるものをどんどんつづめまして、そして私具体的にこれまで忘れましたけれども、色が白くなるといふのはいけないと厚生省のほうでもきめているわけでございます。私どものほうでもやはり色が白くなるということはいけないということは、これは皮膚に栄養を与えるというふうな点はどうかといふふうなところでは、さて栄養を与えるとは何だということでおっしゃった例がございます。結果的には皮膚に栄養を与えるというのは、まあ特定の化粧品についてはいいだろうというふうにしたたった話というのはございません。

○小野明君 公正競争規約というのは、これはやはりそれぞれの食品につきましても、あるいは不動産につきましても推進をされておる、またこれは私はいいと思うのです。その中で、どう各省の間で目立つた意見の違いというのはないと思うのですが、やはり消費者保護の規制の総本山ですからね、やはり消費者保護のために断固たる姿勢で規制基準をつくっていく、こういう姿勢を貫いてほしいと思うのです。そういう立場で、いま化粧品の話が出ましたから、それについて尋ねていきたいと思いますが、化粧品については、昨年の十月の公取の告示に従つてことしの二月施行規則ができておる、こういったことでござりますね。そのキャラクチフレーズの基準というものがその中できめられておりまして、先日実施されたようですが、いま委員長言われましたように、消費者団体が猛反対をしておったといわれる皮膚に栄養を与える、あるいは小じ

わを防ぐ、こういうキャラクチフレーズが許されておりますが、このことのようですが、これはどうですか。この表現は科学的な根拠というものがあるのかどうか。公正競争規約の「(不当表示の禁止)」の中、「二号、四号にそれぞれ制限条項があるが、私が見ます限りにおいては、どうもこれにひつかるように考えられるわけです。」「ヒフに皮膚に栄養を与える」、「小じわを防ぐ。」——これは事実に基づいた表現だとお考えになりますか。

○政府委員(谷村裕君) たいへん科学的に、栄養を与えるということはどちらのことかとか、そういう言い方がたとえば、それは誇大であるというふうに判断するかというふうな、科学的な問題が一方でござります。それから一方には、いわゆるお化粧品というは何のために皆さんにお使いになるのか。ただきれいにするということ——きれいでございまして、こう非常に著しくかけ離れた話といふのはございません。

○小野明君 公正競争規約というのには、やはり消費者保護の規制の総本山ですからね、やはり消費者保護のために断固たる姿勢で規制基準をつくっていく、そのためには、この御検討があると思ってます。正直申しまして、私どものほうは、そういう立場についての、いわば、何と申しますか、行政官庁としてはつきりとした考え方というものは、これは厚生省の専門的な薬事行政のお立場に對してお願いをして、そこの御意見を聞くということです。それでやつてまいるのが一番行政官庁としては、この御意見を聞くというふうな立場からチェックするをするならばどういうふうに考えるべきかということで、この点については厚生省のほうと、過去に出されました適正広告基準といふものを中心にして検討したわけでございません。そして厚生省のほうに対しましても、過去においてつくつておられました適正広告基準を多手直ししていただきたいことがそのときもござります。そして最終的には、效能効果の範囲を行き過ぎないという程度において、ただいまのものがござるを得ないと思いますが、この点、打ち合わされ

ておると思うんだが、どうもいまの委員長の答弁ははつきりしない。私は、誇大宣伝ではないかと、こう指摘をしておるんですが、再度、この点についてはつきり御答弁をしてもらいたい。

に、こういうことばそのものに大きな疑問のあることは、これはいなめない事実であると思う。そうすると、この規約の中の「(不当表示の禁止)」第九条二号に「虚偽の表現、不正確な表現等を用

はございません。そういう検討と申しますが、改良は御指摘のように今後とも加えてまいらないけれども、やはりならない問題がある、かように思つております。

ております牛乳、加工乳を買いまして、これをや  
はり分析検査をしてもらうということにしたわけ  
でござります。いまの二つのことにつきまして、  
まず立ち入り検査の結果からは、私どもはどうも

とおり、「どのところまでがよろしいかと、よろしいか」というよりも、むしろ逆に、それ以上になればそれは誇大宣伝であり、内容を著しく実際のものよりも優良なものであると消費者に誤認される表示であるというふうにいるべきか、この点の線を引く問題でござります。全くかたくかたくやつてまいりますことも一つでございます。従来のやり方で七七%である程度前進するといつもやつの方

て、事実に反する印象を一般消費者に与えるおそれのある表示」これに該当するよう私は思いますが、「これは業界に甘い基準であると私は言わざるを得ないと思うんです。この点をひとつ改める御意思があるかないか。改めるべきではないか。この辯証ちつとひとつ姿勢をしてもらいたいと思うんです。

○小野明君 この問題はしばらくおきましたで、時間もないことですから、次の問題に移ります。牛乳の不当表示の問題ですが、五月十七日に明治乳业の「インチキ牛乳で引責、社長ら3幹部辞任」と、こういう報道がされております。これは朝日ですが、けさの朝日におきましてもこの報道がされておりました。それで、この問題の若干の経緯をかいつまんでひとつ御説明願いたいと思いま

工場内部において異種脂肪を混入している、そういう姿というものをつかむことができなかつたのでござりますが、異種脂肪が誤つて入るかもしれない管理体制、工場の建物のつくり方や何かに問題がありはしないかという懸念を抱くことはあつたのでござりますが、しかし、いすれも私どもとして異種脂肪が混入されるということがその工場において故意に行なわれていたとということ、ある

うものが、ほんとうのものよりも著しく優良であると消費者に誤認される表示というふうに私どもがござります。しかも、一つの表現のしかたといふのは、ほんとうのものよりも著しく優良であると消費者に誤認される表示といふふうに私どものほうでなつております。さような点について、私どもが厚生省の薬務局と相談、御意見を伺いましてやりました現在の点が、私どものただいまの時点におきましては、すでに公正競争規約に基づく一つの規則として私どもも認めておりますのでござりますから、私どもの立場といたしましては、それはいわゆる誇大、誇張されたものではないと。ただし、それが全く正しいと申しますか、本物そのものの言い方であるかどうかという点については、ただいま御指摘になりましたようにまだ問題は残つておると存じます。さような意味におきまして、私どもはもうこれでいいとは決して申しません。しかし、いまの段階では、この程度の表現をもつて直ちに、「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示という、例の景表法の文言そのものからいたしますならば、まず、ただいまの段階ではやむを得ないと、かようと考えておる次第でございます。

公聴会の際にも、また、その前の表示連絡会の際にも消費者団体のほうの方からお聞きしたことがあります。極端に申しますならば、なるほど化粧品というのは效能、効果という、いわば衛生的な效能、効果と申しますか、薬的な效能、効果は一つもないんだと、さようなことをおっしゃる方もございました。そういうことに対しまして、何が事実に反するものであるか、そこには疑問があるけれども、全くそういうものがないとも言いつけるのか、そういうものというのはどういうふうな立場でそれを考えたらいいのか、いろいろな御意見がございました。消費者のほうの方の一部からはまさにいまおっしゃったような御意見がございました。ただそれに対するだけであって、一つもそういう身体的な、物理的な効果は化粧品というものはゼロである、したがって、そういうものは一切書くべきでないとおっしゃる方もございました。しかし、世の中の消費者の方々の中に必ずしもそらだというふうに考えておらない方もいるかもしれません。その辺のところは私どもこれからも消費者側の御意見もさらに十分承りまして、また厚生省の業務局のほうのお考え方をもつて直ちにそれでいいんだと言い切るつもり

○政府委員（谷村裕君） 簡単に申し上げます。  
昭和四十五年九月上旬に、東京都内で市販されております十一社、三十銘柄の牛乳、加工乳を公正取引委員会としては試みに買いました。試買いたしました。そして、これを公正取引委員会事務局長名の文書をもつて国立衛生試験所の慶田氏に分析を依頼いたしました。その結果が昭和四十六年三月末、約半年かかっておりましたが、公正取引委員会事務局のほうにまいりましたが、その報告書によりますと、うち六社、十一銘柄の牛乳、加工乳に異種脂肪混入、あるいは混入の疑いのある旨の報告書が出たわけでございます。このため、私どもいたしましては四十六年六月、去年の六月、東京都内に供給する牛乳工場九工場に対しても立ち入り検査を行ないました。そしてその調査は、牛乳工場が集乳をしている地域からいろいろなまの牛乳を受け入れます、その受け入れの検査の体制がはたしてしつかりしておるかどうか。あるいは製造工程の内容は一体どうであるか。また集乳や出荷の数量的な数字はどうなっているか。あるいはさらには、他の製品等との関係において異種脂肪を使っておるとすれば、その異種脂肪の使用の状況はどうであるかというふうなことを行なったわけでござります。それと同時に私どものほうは、もう一べんこれは念を入れて調べなければならぬと思いまして、さらに東京都内で売っ

いは過失によつて行なわれていたということを認  
拠立てるものの十分なものは得られなかつたので  
ございます。

それから、第二番目の試買検査につきまして  
は、やはり同じように国立衛生試験所にお願いし  
たいと思って、極力その旨を厚生省のほうにもお願  
願いしたわけでござりますが、厚生省のほうとし  
てはいろいろ何と申しますか、食品検査その他の  
ものが立て込んでおられて、いまはちょっと引き  
受けられないというお話をございましたので、農  
林省所管の公益法人であります日本食品分析セ  
ンター及び日本乳業技術協会といふに分析検査  
を依頼いたしました。その結果は九月に出てまし  
りましたが、私どもの試買いたしました牛乳及び  
加工乳には異種脂肪の存在は認められないといふ  
ことでございました。そこで、私どもとしまして  
は、第一回の国立衛生試験所の慶田氏にお願いし  
た検査結果、これは検査方法が実は違うのでござ  
いますが、その結果と、そのあとで検査をお願い  
したほうの検査結果とが違つてゐること、及び私  
どもが立ち入り検査をいたしました時点において  
十分な、私どもがそれが黒であるというだけの確  
証を得られなかつたこと、その二つ及び今後そ  
らこのことを直ちに表には出さずには、それぞれ  
いうことについてしつかり何と申しますか、管理体制など確立してもらわなければあぶないといふ  
ふうに思いましたこと、そういうようなところから  
証を得られなかつたこと、その二つ及び今後そ

六社の者を呼びまして、そうして厳重な注意を与えたわけでございます。と同時に、それを直接の所管担当の官庁であります厚生省のほうには御連絡を申し上げておったわけでござります。そういうわけで、私どもがどういう点を注意したかといふことは、もし御必要があれば詳しく申し上げますが、八項目ばかり詳しくやつております。そしてその間、実は私どもとしましては業界、あるいは消費者に無用の混乱が起こるということを懸念いたしまして、そういうことを慎重に調査しておる時点においては表には出すことを控えておったわけでございます。

ところで、八月でございましたか、新聞にて四十

の名前が出たわけでございます。これがたまたま手ではなかつた業者の名前が四つ漏れたわけでございます。これは私どものほうが正式に発表したわけではございませんし、どうしてそういう名前が出たかは私どももわからないのでございまが、新聞に報道されました。一部には、私どもが小さいところだけを表に出して、大手をかばつたんじゃないかというふうなことを言われる向きもございますが、私どものほうといたしましては一切そのことについては公式発表をしない。しかし、いずれときを見て、やはりもつと牛乳なり何なりについての体制が混乱を起こさないという點を見きわめましたところでこういう問題についての発表をいたしたいと、かように考えておつたわけでござります。

ところが最近に至りまして、四月の初めに衆議院の物価特別委員会におきまして、さらに具体的には明治乳業の名前をあげて一社の名前、具体的には明治乳業の名前をあげられて、それがあつたかというふうな御質問があり、それに対する私の答弁があり、最近におきまして、もう六社のうちの五社の名前が出てしまつたような結果になつておりますし、私どもの今までの調べでは、いまの段階において牛乳の管理体制その他は十分に確立され、また、異種脂肪混入の事実は現時点においてはないであろうと

いう私どもの考え方のもとに、公正取引委員会としては国会の御質問に答えて、どういう検体に、どういう疑いがあったか、どういう検査結果であつたかということを先般御答弁申し上げたわけでござります。現実には、私どもはいまのところの段階では、業者のほういろいろ取り調べましたけれども、業者のほうではどうして異種脂肪が入つたか自分らとしてはわからない、検査結果で疑いがある、あるいは混入していると認められるといふようにいわれておつても、自分らのほうとしては、それを故意にやり、または過失によつてもそのういうものが入つたとは考えられないということを言ひ直すのですが、さような發音ではなく

きまして公正取引委員会といたしましては、今後ともこの牛乳の問題については十分関係の官庁とも御連絡しまして、消費者の疑点のないように、しっかりとしたい牛乳を消費者に供給していくなどくようわれわれの行政を進めてまいりたい、こう思つておるところでございます。

○小野明君 そうしますと、まだ現在の時点におきましても、この六社十一銘柄、これは当時の四十六年三月の分析結果があるにもかかわらず、異種脂肪の混入を認めていないということですか。

○政府委員(谷村裕君) だれが主語であるかに上

りますか、私どもとしては非常に疑いがあるとおもっております。そういう検体については、慶田氏の調査によればそうなつておるという報告でありまつた。するから、あとの報告では白というのが出てまい

りましたけれども、その時点においてはあるいは入っていたのではないかという疑いを持っております。しかし、疑いを持つておるという形でありますまして、断定的に言うことは私どもとしてはまだできません。私どもはやはり証拠に基づき、事實として行政をしなければならないという立場にもございますので、断定はできない。しかし、疑いは持つておるわけであります。それから、主張がもし業者のほうでありますならば、私どもに對する業者のいづれもの答えは、業者のほうとして

は、さうなことで疑いはかけられておるといふ  
ような試験結果は出ましたけれども、自分らとして  
はどうしてそういうことになつたかわかりませ  
ん。そういう答えに終始しております。

○小野明君 非常にあいまいな状態で、私どもど  
うも納得できないわけですが、四十六年三月の調  
査結果で六社一一銘柄、これはすでに発表をして  
おりますか。

○政府委員(谷村裕君) その時点においては発表  
いたしておりません。

○小野明君 現在は、

○政府委員(谷村裕君) 現在は、先々週くらいで  
ございまして、(衆議院の)内閣寺内委員会におこな  
ります。

加物第三室長でございます。かこの方の分析結果によりますと、まず明治牛乳でございますが、三つございまして、一つは普通乳、これに異種脂肪の存在が認められる。それからあと二つ、これ

は加工乳でございますが、これは異種脂肪混入の疑いが認められるというものでございます。その次に興真乳業でございますが、これは一つでございまして普通乳でございます。これは異種脂肪混入の存在が認められる。それからその次は三井農林業でございます。これも一つでございますが、これは加工乳でございまして、混入の疑いがあるものでございます。それから四番目には協同乳業でございますが、これも一つございまして、加工乳でございまして、異種脂肪の存在が認められるといふことです。

められるというものです。その次にグリコ協同乳業でございますが、三つござります。で、いずれも加工乳でございますが、そのうち二つは異種脂肪の存在が認められるというものでございまして、残り一つは疑いがあるというものです。六番目に小岩井農牧でございますが、これは二つございまして、いずれも加工乳でございまして、いずれも異種脂肪の存在が認められるというものです。

○小野明君 いま発表がありましたように、衛生試験所の慶田さんですか、この人の試験結果については、明確に異種脂肪の存在が認められる、あるいは、はれ川乳首方によると、幸の報告などがござります。

認められないので、きわめて明確にこの報告がされ、おります。こういう事実があるにもかかわらず、今日なおかつ明治乳業ですか、異種脂肪の混入を認めない、この言い方がどうもおかしいと、委員長もお考えになりませんか。農林省おられます、が、この点はいかがですか。

○政府委員(谷立裕君) 私どもとしては、国立衛生試験所の慶田氏を鑑定人として鑑定依頼をして、その結果を得たわけでございますが、それによって黒と断定するかどうかということについては、その一つの検査結果だけをもってすることについてはもう少し慎重でなければならないという意味においてやつたわけでございますが、私どもとしても、いまだにそこがはつきりとした確信を持てません。非常に疑わしい問題があると、しかし、どの段階でどのようにしてどうなって入つたのかということについては、いろいろ私どもも直接立ち入り検査までいたしましたが、十分把握できなかつたというところでございまして。で、おまえはそれを、向こうが入つたらぬ、入つたらぬ言つているのをどう思うかと、こういう御質問だと思いますが、これはわかりません、率直に申しまして。確信を持つて、そういうこととは絶対ないはずだと思ってそう言つていらっしゃるのかもしれませんし、あるいはそうでないのかも

○ 説明員(植木建雄君) 農林省の牛乳乳製品課長  
もしえません。この点については先般も、たとえ  
ば明治乳業の、やめられますことになつたという  
その社長が私どものほうの事務局に見えましたと  
きに、いろいろと事務局の者が聞いたそうであり  
ます。何のためにやめるんだと、やっぱり非を認  
めてやめるのかというふうなことで、かなりきび  
しく聞いたようでございますが、はつきりとした  
心証を私どもとしてはいまだ得ていないところで  
ござります。

○説明員（植木 雄雄君） 農林省の牛乳乳製品課長 ただいま御質問いただいております点につきましては、農林省といたしましては、やはり酪農というものをしょって行政をいたしております立場でありますので、特に昨今の飲用牛乳の需要が非常に減退と申しますか、不振をきわめておる次第でございます。そういう意味で酪農の振興という立場上、需要不振ということにかかるらるゝ問題につきましてきわめてきびしいと申しますか、深い関心を持つておるわけでございます。その一つに、牛乳の品質に対しまつて消費者の不感覚と申しますか、そういうものがやはり根強く消費者の間に広まっているんではないか。したがつて、牛乳については、品質というものを消費者に対しても絶対間違いのないものだ、こういうふうにして需要を喚起していくことが消費需要を考える場合の基本ではないかといふふうに考えておりますので、事実の究明そのものは、食品衛生法違反というような事実があつたかどうかといふことにつきましては、私どもはやはり関係当局の十分な調査とかそういうものの待つべきだとは思いますが、農林省としましては、たとえ疑いにせよ、そういう牛乳の品質に関する諸問題に疑惑があるということについては、きわめて憂慮を深めているところでございます。そういう意味で、特に市乳のトップメーカーでもありますので、いま御質問いただいております明治乳業につきましては、国会でそういう事件が初めて明らかにされましてから、私ども農林省としましては明治乳業に

○小野明君　乳製品課長か。あなた、需要喚起といふ、こういう態度でござります。  
わせて関係業界に対しましても、そういう不祥事の絶滅を期するよう強くに農林省としても一般的な行政指導の分野におきまして指導を強めていく、こういう態度でございます。  
いうことから私は尋ねておるんじやないですよ。そんなことは、だれもそういう答弁は求めていないんです。食品衛生法違反という事実があるかないかです。この観点から言つておるんでね。そういう的違いというか、商売根性を出したちやいかな。また事実があれば、はつきり衛生試験所の事実が報告されておるわけですから、それが加工段階、処理段階で入ったにせよ、あるいはまた故意ということがあるにせよ、科学的な結果が出来る以上は、これはやっぱりどうかわからぬといふような態度をとること自体が不信感を招くことになるんじゃないですか。また、公取委員長もそのところをはつきりひとつ業者にさしてもらわなきやいのか、どうかわからぬといふようなことではね。それは一回のテストではわからない。しかし、一回のテストでははつきりと黒と出しているわけですからね。

それで、さらに委員長のこの報告の中に――公取事務局長の厚生省環境衛生局長並びに全国飲用牛乳公正取引協議会の委員長永井国男さんに対する要望書につきましても、これは四十六年の九月にされておるようですが、「異種脂肪が混入されている事実は認められなかつたが、一部の乳業者が工場において、生産乳の受け入れから製品の出荷にいたるまでの生産管理体制の不備等が見受けられた。」こういう文書があります。これはきわめて事実をねじ曲げるものじゃないですか。異種脂肪がはつきり検査の結果は出ておる。こう報告をされておるにもかかわらず「異種脂肪が混入されている事実は認められなかつたが、一部の乳業者がこれは首尾一貫しない要望書になつておる。こういうあいまいな態度が、いまだに明治乳業の責任

それがその混入を今時点においても認めでない、ここに私は原因していると思うのです。事実は事実としてはつきりさしてもらいたいと思う。農林省もね、また牛乳をよけい売ろうというようなふうに、そういうけちな考え方でこの問題を私は考えちゃいかぬと思うのです。消費者を中心には、事は異種脂肪という食品衛生法違反という事実の有無をはつきりして、科学的な根拠に基づいて私は行政やつてもらわなきやいかぬと思うのです。委員長、再度御答弁いただきます。

○政府委員(谷村裕君) 私どものほうが全国飲用牛乳公正取引協議会と、それから厚生省環境衛生局長と両方に對して申し上げたことは、結局いま御指摘になつたように、結果的には、ひとつ生産管理体制その他をしっかりとくれということになつておりますが、その前段として、四十五年の九月上旬に市販されておる牛乳を買って分析検査を行なつたらば、異種脂肪が混入されている疑いが生じた、これをまず言つております。その後に、さらにまた買ってみたら、今度は検査の結果は何もそういう混入という事実が認められなかつたと、この二つのことを言つております。しかし、工場検査の結果は、あるいはそれが事実であるということになるおそれのあるような生産管理体制の不備も見受けられたから、ひとつ所管官庁としてもそこは十分心得てやりなさい、かよくなことを言つておるのが私どもの厚生省並びに業界に対して言った事実でございます。

○小野明君 あまた公取が試買検査をやつた、こういう結果が出た。それは私は評価しなければならぬと思うのです。しかし、その不信感というのがありますからね。一つは、この試買検査といふのはどれぐらい金がかかるかわからぬが、たびたびやってもらいたいと思う。この点はいかがですか。

○政府委員(谷村裕君) 牛乳に限らずいろいろございますが、特に牛乳についてはそういうことがございました。あるいは御指摘のようなことを私がありますからね。一つは、この試買検査といふのはどれぐらい金がかかるかわからぬが、たび

どもやるべきだと思つております。この機会に申し上げておきますが、現に私どものほうはすでにまた試買をいたしまして、現在厚生省にお願いいたしますと同時に、農林省所管の先ほど申し上げました公益法人である日本食品分析センターにもその検体を送付いたしまして、今度は一べんだけということではなくて両方の分析検査を、いわゆるクロスチェックという形でやつていただくように、すでに現在さようなことをやつております。そのことをいまここで申し上げておきます。そうして、さらにまた、今後とも消費者の御疑惑がなくなるよう、私はもういまの段階では厚生省、農林省の御指導も十分に行き届いておりますけれども、なお念のため全国にわたつてそういうようなことが起こらないよう、私どもとしての行政は行政として関係各省と連絡をとりながら進めてまいります。

○小野明君 厚生省は、この問題が起つて、この問題に対しいかなる処置をとられたのかね。もともとこれは厚生省がやらなきゃならぬ仕事じゃないですか。厚生省にひとつお尋ねをいたします。

○政府委員(浦田純一君) 厚生省といたしましてはこの事件の前に、昭和四十四年におきました、牛乳等に乳脂肪以外の脂肪、あるいはカゼイン等の混入することのないように各都道府県に対しても立ち入り検査、あるいは監視等の強化をはかるよう通知いたしております。しかしながら、昭和四十五年に至りまして、たしか記事が掲載されましたので、六月九日の日にさらに新しい異種脂肪の検査方法を添えまして各都道府県に通知いたして、その違反の有無、また違反があれば摘発するよう指示いたしたところでござります。また一方、関係の業界それから会社に対しましてその旨の注

意をいたしましたのでございます。昭和四十六年の十一月二十日のことでござりますが、公正取引委員会のほうから御連絡ございましたので、さらにトップメーカーである明治乳業株式会社に対しましては事情の聴取をいたしまして、私どもの立場としては牛乳といったようなものは非常に食品としても、病人の栄養、あるいは乳児の栄養を補うという大切なものですのでござりますので、かりにこういったような事が過失にしだるということであるならば、それ 자체が問題であるという立場から、この事実につきまして疑いを持たれたという事自体につきましても、明治乳業に対しても、たとえは荷受けの際のチェック、あるいは製品工程における管理、あるいは製品の管理といったように実際に具体的に改善その他の命じまして、その結果につきましてのんまつ書の提出を求めた次第でございます。自今、各都道府県を通じまして異種脂肪混入の事実について、今日に至るまで調査あるいは検査を進めているところでございますけれども、当該の会社につきましても、その後異種脂肪の混入しているという事実は、厚生省関係の検査機関におきましても認められていないというところでございます。

○小野明君 この四十六年の調査でも六社十一銘柄といものがあがつておるんですね。ですからこれは大体、こういものは公取にももちろんやらなきやならぬ権限があるわけですがもともと厚生省が試験所を持つておることであるし、この問題になつた六社十一銘柄を中心いて、これから夏の需要期でありますし、もっと積極的な姿勢を示すべきじゃないですか。また農林省も、業者に甘い態度でなくて、牛乳を売らなきいかぬといふことではなくて、こういう違反業者に対しては、きつとやっぱり措置をとるという厳正な態度で私は臨むべきだと思う。再度厚生省と農林省に答弁を願います。

○政府委員(浦田純一君) 従来、牛乳に異種脂肪あるいはその他のものが、本来成分でないものが混ざるということは嚴重に、私どもはその事実が

ないよう取り締まりその他指導の強化にあつてきましたつもりでございますけれども、先ほど申しましたように、昭和四十四年におきましては、ことはその辺のことについて各都道府県に対しても、既にその辺のことを聞いておりまして、つとめてきておりました。また四十六年に至りましては、新しい検査技術につきまして特に各都道府県の担当技術者を呼びまして、その技術の指導講習をするといったところです。そこで、その技術の指導講習をするといつたようなこともやってきておりまして、つとめてきておるつもりではございますが、なお、非常にもののがものだけに今後ともさらに「そう嚴重な取り締まり体制、監視指導の体制の強化、実効をあげていくようにつとめてまいりたいと考えております。

○説明員(植木建雄君) 異種脂肪等を混入した牛乳を販売いたしましたような乳業に対しましては、やはり嚴重な、厳肅な措置をとるべきであることは、やはり嚴重な、厳肅な措置をとるべきである。そこで、私ども全く同感でござります。そういう意味におきまして、農林省との議会という自主的な、自分らの公正を確保するための団体もござりますので、昨年の八月の時点におきましても、畜産局長から嚴重な行政指導を行なつておりますし、また、今回の明治乳業をめぐる問題につきましては、特に影響するところも大

きいというところで、四月の十一日付で明治乳業

に対しまして警告書を発しまして、嚴重な注意を

喚起しておりますというような次第でござります。

お、この問題につきましては、事態の重大さがき

わめて大きいと思いますので、あらためて農林省

とも、今後こういう不祥事を絶滅するように特に

注意すべく、行政指導を畜産局長から行なつたと

ころでございます。

○小野明君 それから厚生省、これは牛乳をたび

ます。明治牛乳がインチキ牛乳で、一本につい

て一円程度もうけた。これは新聞によると、昨年

九月期に記念四分増配をやつたといふんですね。

これは業界の七ふしきとか何とか書かれているよ

うですが、四十億も五十億ももうけるなんといふ

ことはまことにけしからぬ話です。これは独禁法

二十五条による無過失賠償責任制度、故意また

は過失の有無にかかわらず罰金があるのだが、こ

れによって消費者に返済を求めるということがで

きるのかどうか。これをお尋ねします。

○政府委員(谷村裕君) まず前段の、たぶん新聞

記事を引用されたと思いますが、一本について一

円、あるいは数十億という話については、私ども

それが事実であるかどうかは、まず私どもはただ

いまの段階では存じません。

調べたことがありますか。

○政府委員(浦田純一君) 日付の問題は、やはりそういうふうな事実があるとすればそれは違反事項でございます。今まで私どものほうに報告を受けた範囲内におきましては、私はそのような事実は承知しておりませんけれども、万一日付につきまして先取りした、まあ誤った表示をしているということがありましたら、私どもとしては違反事実として嚴重に取り締まってまいりたいと考えております。

○小野明君 製造月日の問題などは特にひとつ気をつけたまついたい。そして大型のケースになると、製造と書いて、月日が非常にあいまいになつておる。ナンバーリングで打つてあるけれども、日

にちが明確でないような打ち方がしてある。けさ

私は見てきたばかりで、ここに現物を持ってく

ればよかつたけれども、とにかく、いつくられ

たもの、製造されたものかどうかがはつきりしな

いものが多い、大型のものになればなるほど。月

日の問題はひとつ厚生省でも嚴重に――これは私

はどこの中柄といふことは申し上げませんが、ひ

とつぎびしくチェックしてもらいたいと思いま

す。

それから、再度公取の委員長にお尋ねをいたし

ます。明治牛乳がインチキ牛乳で、一本につい

て一円程度もうけた。これは新聞によると、昨年

九月期に記念四分増配をやつたといふんですね。

これは業界の七ふしきとか何とか書かれているよ

うですが、四十億も五十億ももうけるなんといふ

ことはまことにけしからぬ話です。これは独禁法

二十五条による無過失賠償責任制度、故意また

は過失の有無にかかわらず罰金があるのだが、こ

れによって消費者に返済を求めるということがで

きるのかどうか。これをお尋ねします。

○政府委員(佐々木敏君) まず、繊維関係の品質表示、あるいは加工の人体に及ぼす影響に対する繊維局の行政につきまして申し上げますと、品質表示関係につきましては、現在組成の品質表示率とか混用繊維とか等につきましては、全部品質表示法の対象になつております。問題は、先生がおっしゃいましたようないろいろと使用段階における収縮性とか、もしくは最近問題になりまし

た繊維の難燃性等につきまして、ごく最近に家庭用品品質表示審議会を開催いたしまして取縮性、難燃性等の性能表示につきましても近く表示をする段階になつております。

次に、加工が人体に及ぼす影響の問題であります。が、繊維製品は申し上げるまでもなく、高級化、多様化、あるいは洗たくの問題とか、しわの問題とか、防虫加工等々、加工はやはり繊維製品の高級化のために必要でありますけれども、これが人体に及ぼす影響の度合いが非常に大きい場合には、これを嚴重にチェックする必要があるといふようなことから、昨年度から通産省におきましては、繊維品安全対策會議を設けまして、たゞ六つの加工につきまして、人体に及ぼす影響の程度研究を依頼いたしまして、人体に及ぼす影響の度、それに対する対策等につきまして検討をいたしております。特に、最近はかゆみを伴いますホルマリン処理等につきましては、ごく最近、業界に対しましてこれらの加工剤の処理等につきまして、適切なる指示をいたした次第であります。

○小野明君 先ほどからちょっと懸念になつておりまして……薬務局長見えておりますか。——薬務局長見えておらぬようですが、また薬務局長に対する質問は後日譲りたいと思います。

○委員長(大森久司君) 午前中の質疑はこの程度

とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時十分開会

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を開いたします。

午前に引き続き割賦販売法の一部を改正する法律案、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案、以上両法案を便宜一括して議題とし、質疑を行ないます。

○竹田現照君 通産省と公取に、この両方の法律

を込みにして質問いたします。

○政府委員(熊田淳一郎君) ただいままでに公正競争規約で公正取引委員会が認定をいたしましたもの、景品関係で十四、表示関係で二十五、合

せまして三十九ございます。

○竹田現照君 今年度の規約作成の予定はどういうことになつておりますか。それとあわせて、この規約がそのとおり実行されているのかどうか。

○政府委員(熊田淳一郎君) 今年度規約を設定するようになります。それから指導いたしておりますが、次のようなものがございます。たとえば食パンの表示、それから即席めん類の表示、ダシのもと類の表示、こういうようなものを現在のところ指導いたしております。そのほかに洗剤とか歯みがきにつきまして、表示と景品について指導いたしておるところでござります。

○委員長(大森久司君) 公取として監査をされているのですか、その点。

○竹田現照君 今年度規約を設定するようになります。それから即席めん類の表示、ダシのもと類の表示、こういふことを現在のところ指導いたしておられます。そのほかに洗剤とか歯みがきにつきまして、表示と景品について指導いたしておるところでござります。

○委員長(大森久司君) 公正競争規約の実施状況につきましては、公正取引協議会といふのがございますが、定期的にこの協議会から文書によりまして報告を徴するということもいたしております。また、公正取引協議会が自主的にいろいろ違反に犯し、警告を行ないます。

○竹田現照君 通産省と公取に、この両方の法律

把握をいたしておるわけでございます。そのほ

か、公正競争規約が適正に運用されておるのかどうか、違反がそれによって是正されつつあるのかどうかといふようなことを把握をいたしますため

ます。

○政府委員(熊田淳一郎君) ただいままでに公正競争規約で公正取引委員会が認定をいたしましたもの、景品関係で十四、表示関係で二十五、合

せまして三十九ございます。

○竹田現照君 いまお答えになりました公正取引協議会といふのは、むしろそのメンバーの隠れみの的な存在になつておるやに聞きますが、それでこのメンバーが違反しても協議会が適當な処理をする、公取は排除命令を出さない。したがつて、やみからやみに葬られてしまふ。そういうようなことが事実問題としてはありませんか。

○政府委員(熊田淳一郎君) ただいま先生御指摘のようなことは、ないと考えております。私ども公正取引委員会といつてしましては、この公正競争規約の性格が、自主規制といいますか、業界がその内部におきましてお互いに規制をし合い、違反行為のないようには是正をしていくというものでござりますので、一時的には、協議会におきましてもしも違反を発見しました場合には、協議会が公正競争規約に定められております制裁措置に従いまして、具体的な処分をしていくということにまかせることにしておりますけれども、しかしながら、この協議会の制裁措置によつてもまだ違反措置が十分に排除できないというような場合には、公正取引委員会が独自の立場から排除命令を出すとか、警告を発するとかというような処分を別途行なうという態度で臨んでおります。

○竹田現照君 その排除命令といふのは、実際出したことがありますか。

○政府委員(熊田淳一郎君) 排除命令を今までインサイダーに対しまして出した例はございませんが、警告を発した例はございます。なお、近く

しまして制裁措置をとるというようなことがござります場合には、当公正取引委員会に一々報告を

するようになります。それによって実情を把握をいたしておるわけでござります。

○竹田現照君 今まで排除命令といふものは、この協議会メンバーに出されていないということ

について、結局同じ穴のムジナのようなものだからそういうものの中では適当に処理をされるだろう

といふ、そういう観念が消費者にある。ですから、いまは近くどういうふうに出されるのかわからぬ、違法がそれによって是正されつつあるのかどうかといふようなことを把握をいたします。

○政府委員(熊田淳一郎君) ただいままでに公正競争規約で公正取引委員会が認定をいたしましたもの、景品関係で十四、表示関係で二十五、合

せまして三十九ございます。

○竹田現照君 今年度おきまして、新たに業界を指導いたしまして、公正競争規約の認定をいたしましてまいりたい

うための規約の改正の認定も行なつております。

○竹田現照君 今後におきましても、新たに業界を指導いたしまして、公正競争規約の認定をいたしましてまいりたい

うための規約の改正の認定も行なつております。

○竹田現照君 いまお答えになりました公正取引協議会といふのは、むしろそのメンバーの隠れみの的な存在になつておるやに聞きますが、それでこのメンバーが違反しても協議会が適當な処理をする、公取は排除命令等が今まで出されておらぬよう公取は厳正なる態度をもつて臨むべきであります。それから、いろいろの問題があちらこちらを招いていると思うのです。ですから、その点は次から次に出来ますけれども、そういうことにつりませんけれども、いささかもそういうことのないよう公取は厳正なる態度をもつて臨むべきであります。

○竹田現照君 いまお答えになりました公正取引協議会といふのは、むしろそのメンバーの隠れみの的な存在になつておるやに聞きますが、それでこのメンバーが違反しても協議会が適當な処理をする、公取は排除命令等が今まで出されておらぬよう公取は厳正なる態度をもつて臨むべきであります。

○竹田現照君 いまお答えになりました公正取引協議会といふのは、むしろそのメンバーの隠れみの的な存在になつておるやに聞きますが、それでこのメンバーが違反しても協議会が適當な処理をする、公取は排除命令等が今まで出されておらぬよう公取は厳正なる態度をもつて臨むべきであります。

○竹田現照君 いまお答えになりました公正取引協議会といふのは、むしろそのメンバーの隠れみの的な存在になつておるやに聞きますが、それでこのメンバーが違反しても協議会が適當な処理をする、公取は排除命令等が今まで出されておらぬよう公取は厳正なる態度をもつて臨むべきであります。

○竹田現照君 いまお答えになりました公正取引協議会といふのは、むしろそのメンバーの隠れみの的な存在になつておるやに聞きますが、それでこのメンバーが違反しても協議会が適當な処理をする、公取は排除命令等が今まで出されておらぬよう公取は厳正なる態度をもつて臨むべきであります。

○竹田現照君 いまお答えになりました公正取引協議会といふのは、むしろそのメンバーの隠れみの的な存在になつておるやに聞きますが、それでこのメンバーが違反しても協議会が適當な処理をする、公取は排除命令等が今まで出されておらぬよう公取は厳正なる態度をもつて臨むべきであります。

○竹田現照君 いまお答えになりました公正取引協議会といふのは、むしろそのメンバーの隠れみの的な存在になつておるやに聞きますが、それでこのメンバーが違反しても協議会が適當な処理をする、公取は排除命令等が今まで出されておらぬよう公取は厳正なる態度をもつて臨むべきであります。

どもね。何というんですか、ジーベンというんですか、このけつのほうに U.S.A.とかいろんなことを書いていますね。ところが、あれは実際は外国のものでないということもいわれていますね。ですから、とにかくメード・イン・U.S.A.、あるいはイングランドと書いてあって、事実上はそうではないというような違反事実というものが、ああいう新聞等に報ぜられているとすれば、これはやはり不当表示であることは間違いないわけですか。そういうことについて、公取は、もう少しお見解というものを明らかにする必要があるんじゃないかな。私たち日本人は外国ものに弱いですからね。何でもそういうことを書いておくと、よからうといふか。あの質問にも関連しますけれども、どうも私たち日本人は外國ものに弱いですからね。何でもそういうことを書いておくと、よからうといふか。ああいう傾向が多いんですから。どうですか、あれは必ずいふん新聞に出ていますよ、そのことについて。

○政府委員(熊田淳一郎君)　ただいまお話をございましたようすに、ジーベン、これは正式にはジーンズと呼んでおります。このジーンズの表示につきましては、排除命令あるいは警告というような措置をこの三月にとつたわけでございます。これは、先生御指摘のように、すべて英文表示でやっておりまして、しかも、英文表示を和文に直してみても虚偽な内容が含まれておるというような場合には、これは排除命令相当であるということで実はございましたと同時に、一般的には英文表示そのものの、これがまあ外國品が優良であるというような考え方がありますと、非常に一般消費者の誤認を招きやすいということともござりますので、これにつましましては、原産国表示をはつきりとさせ

○竹田現照君 四月十二日の参議院の物価の連合審査の際、私が取り上げました例のアメリカ系洗剤のベーシックHですね。あれはまあ明らかに私は不当表示であると思うんですけれども、これは通産省が業者を呼んで調べた上で、四、五日前の新聞ですか、全面的に非を認めたというようなことが出でていましたけれども、しかし、私のところにいまでもいろんなおかしな電話がかかってくるのですが、まあすんなりいってないと思うんですね。ああいうことについて公取はどうして黙っていますか。どうも私は公取の態度が納得がいかないんです。私の質問に関連して、この四月の二十日の朝日新聞にこういうでかい広告が出ているんですね、ベーシックH。これは全然通産省の工検の検査だと、私の質問等に対する挑戦ですよ。この間の十七日の通産省の記者会見による発表等でいくならば、この広告は明らかにインチキなんですね。明らかにインチキ。私は朝日新聞にも呼んで来てもらいまして、いろいろ聞きましたよ。たとえば、ここに米国政府認可最高品質表示というマークまでついているんです。あの現物にもついています。これは消費者団体がアメリカ連邦政府農務省に問い合わせたところが、こんなものは洗剤に使うべきアメリカ政府の表示ではないというのです、マークが。これは鳥の肉が安全で衛生であるということで使うマークなんだそうですよ。それを見て、こんなものをつけると、日本人は、アメリカ政府が保証済みだというようななかつこうに見る。こういうことを通産省は、公取は、独自の検査結果を持つていいと言つておりますけれども、私が指摘しましたように、通産省の工検での分析結果が、私の質問の段階で明らかなんですよ。だから、こういうことについて公取はてきばきと処置をすべきだと私は思うのですよ。ところが、この家庭用品品質表示法に基づいて通産省が何かしたから、おれのほうはあえてやらなく排除していくということを現在考えておるわけでございます。

てもいいんだというような、そういうことを消費  
者の団体にあなたのはうの景表課長が言つたとか  
言わないとかということを私は聞いておりますけ  
れどもね、そういうことは私はほんからぬと思  
う。ここまでではっきりしておるんですから、あな  
たのほうはびしつとした態度を、それこそ不当表  
示の典型的なのですからね、どうしていままで  
やらないのです。

○**政府委員(熊田淳一郎君)** 先生の御意見、ご  
もつともでございまして、あのあとただいままで  
に調査を続けております。いろいろな先生おあげ  
になりました景品表示法上の疑問点がございま  
す。私ども厳重に調査を進めたいと思っておりま  
す。

○**竹田現照君** これは調査する必要がないのだ。  
明らかなんだ、明らかになつてゐるんですね。通  
産省に業者が呼ばれて、全面降伏したかどうか、  
私は現場を見てないからわかりませんが、とにかく  
く、通産省の指示に従つて直しますと、いままで  
のものは破棄しまして、新しいものを売ります  
と、こういうことになつてゐるわけですよ。とこ  
ろが、いま私が指摘したアメリカ政府のこういう  
マーク等で消費者の目をだまくらかすということ  
が明らかであるものを——これは農務省からもア  
メリカの本社については警告の文書が出ているよ  
うですけれどもね。こういうインチキなことを、  
日本の消費者をごまかすようなことがはつきりし  
ているんですから、これについては鋭意調査——  
もう調査する必要はないのです。事実が明らかな  
んだから。だから、公取は直ちにこの景表法違反  
で処置をすべき事犯であると、私はそう思うので  
す。いかがですか。

○**政府委員(熊田淳一郎君)** できるだけ早く結論  
を出したいというふうに考えております。

○**竹田現照君** 公取の委員長ね、結論は出している  
のです、明らかにインチキであるという。だが  
ら、あなたのほうは直ちにこれについて景表法違  
反で何らかの処置をとる。この朝日新聞の四月二  
十日、御存じですね、こんなでかい広告なんです

審査の際にも言いましたけれども、消費者をござまかす意思があつたかどうか広告主は別としても、結果的にそうなったのですから、不明を国民にわびるべきだと思います。三越なんかこれはもう販売なんかも間違つたと。そして、そういう説明をして店員は元つていただけなんですか、これはそういう謝罪を国民の前に明らかにする意味において、謝罪広告その他というものをやはり私は出させるべきだと思う。

それから、いまこの新聞広告に関連して、これだけかいものを出すわけですから、国を相手どつて告訴するというところまで行きまして——私なんか日本の国内メーカーから金でももらつてやつたのじやないかといまでも電話がくるのですよ、はなはだけしからぬ話なんですね。こいうことについて、公取は逆にこれくらいの全面広告で謝罪広告を出すよう業界に言うべきだと私は思ひます。いかがですか。

○政府委員(熊田淳一郎君) 広告をします広告業者に対しましても、できるだけそういう不当な表示というようなものを広告に載せないようにといふことは、當時公正取引委員会といたましても要望いたしておるところでございまして、たとえば不動産なんかにつきましては、公正競争規約の公正取引協議会の準会員というような資格で公正競争規約を守つていく、そういう面から広告業者も協力をしていくなどということをございまして、まあ百貨店の場合にも、そういうような不当表示のものを公然と販売をさせるといふことは適当でございませんので、そういうようなことのないよう今後とも十分に指導をしてまいりたい、要望してまいりたいといふふうに考えております。



ころが、なかなか改善の実があがらないというふうなことがございまして、また再度この問題で、昨年の十二月でございますが、「外団系百科事典等の訪問販売等の適正化について」ということにつきまして、各社につきまして、四十六年一月には「割賦販売価格等の表示について」というようなこと、また六月には「割賦販売契約の再検討について」というような通達を出しまして、各業界に指示をしてきておるというような次第でござります。仰せのように十分とはいっていいわけですが、できるだけの努力はいたしておると仰ることでございまして、御了承をいただきたいと存じます。

○竹田現照君 四十三年にこの法改正が行なわれて登録制から許可制に改まり、供託金の額も大幅に引き上げる、そういう改正が行なわれましたけれども、その後いままで倒産した件数はどれくらいあるのか。その原因、あるいはその被害を受けた消費者に対してどのような救済措置がとられたのか。たとえば、去年札幌で、これは一番大手の倒産だといわれておりますが、関西機器信用販売会社が倒産しましたけれども、ああいうような問題についてどういう措置がとられたのか、お答えいただきたい。

○政府委員(本田早苗君) 前払式割賦販売業者の中で倒産した件数は、昭和四十年以来九件ござります。原因といつしましては過大な固定資産の投資、あるいは無理な営業規模の拡大、あるいは営業政策の失敗による売り上げの減少ということになります。これら二件が、四十六年に二件発生を見えておるわけですが、至ったものでございますが、年度別に見ますと、四十年に三件、四十一年に二件、四十二年に一件、四十三年に一件でございまして、改正後十四年、四十五五年は倒産がございませんでした。これらの倒産に対しましては、通産省いたしましては、倒産した前払式割賦販売業者に品物を納めておりますメーカーでありますとか、あ

るいは同業者に対する倒産した会社の債務の肩書を小さくするように措置をいたしております。

○竹田現照君 たとえば、前受け金を受けておりまして、なお払

扱った場合には、当初契約の商品を協力した会社のほうから渡すというようなことで処理を進めてまいっております。

御指摘の関西機器につきましては、現在会社更生法の適用を受けることになつておりまして、更生計画は近く決定できるのではないかという段階までまいっております。

○竹田現照君 現行法二十条で、通産大臣は「そ

の必要の限度において、当該許可割賦販売業者に

対し、財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきこと

を命ずることができる」とあります。この改善命令が今まで出されたことがありますか。それ

で、その出されたことによつて倒産が防止された

というような事例がありますか。

○政府委員(本田早苗君) 御指摘のよう、四十三年に二十条の二の御指摘の規定が追加された

わけでございますが、その後今まで四件改善命令を発動いたしております。その中で一件、昨年

の四月九日に改善命令を出しましたタカケン商事の場合には、改善命令に基づきまして不良営業部

門、これはインテリアの部門でございますが、これ

を廃止するということと、手持ち不動産を処理するということによりまして経営内容の改善を見ま

して、健全化が期待される実情になつております。

御指摘の関西機器信用販売につきましても、か

ねて改善命令によりまして、改善をはかつてます

が、四十六年に二件発生を見えておるわけですが、これがござります。これがござります。

○竹田現照君 たびたび問題になります外資系百

科事典の問題であります。先ほど政務次官も御

答弁

がありましたけれども、先月の物価の連合審

査会の際も、私の質問に対し田中通産大臣は、全

く

「百科事典の問題等、これは実効があがりまし

て、業者はこの販売をやめることにいたしまし

て、やめました。だから今後も引き続いて」云々

まいっております。

○竹田現照君 まことに相なりまして、一応の効果をおさめてお

ります。

では通産省の指導に従つて、言われておるよう

な

ことはやめたことになつておるんですけれども、これ

しかし、実際はやめていない。いまなお街頭販売

で、業者はこの販売をやめることにいたしまし

て、やめました。だから今後も引き続いて」云々

まいっております。

○竹田現照君 まことに相なりまして、一応の効果をおさめてお

ります。

○竹田現照君 まことに相なりまして、一応の

関連しまして生じている問題をさしあたり改正をし、引き続き検討した結論に基づきまして、商品販売について的一般的な問題についての法制の整備が必要かどうかということの結論を得たい、こういうことでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○竹田現照君 そうすると法律改正しても、この種の問題については、法律的に規制するものがないということになるんですね。そうすれば局長お答えになつたように、何回もあなたのはうは勧告なり注意をして、三月末でやめるというのが、ひとつもやめないで、依然として行なわれていることは、通産省自体もお認めになつてあるわけで、どう。とすれば、いまのこの法改正で間に合わないとすれば、私が先ほど指摘したように、ブルタニカはこうだ、どこどこの外資系の会社はこうだということを、具体的にそろそろ考え方なければならないのじゃなく、そういう事実というものを消費者の前にはつきり示して注意を与えるべきもう段階だと思うんです。いたずらに、これから調べてなんというものじゃないですね。あなたのほうに三月末でやめますという約束がなされていながらやらないんだから、だから、私が指摘したようになれば、私は守る意思はない、こう言つておるわけです。ですから、いつまでもそういうなぬることをやつていたのでは私は話にはならない。

そこで、公取にもあわせてお伺いいたしますけれども、このブルタニカ等の外資系の執拗な事典の売り方といふものは、明らかに典型的な不当行為だと私は思ふんです。ところが、消費者団体で訴訟を起こしても不起訴になつた。不起訴になつたことは何でもかんでも無罪放免になつたということで、この間の参考人の御意見の中にも、いろいろトラブルが起きて、むしろ業者のほうが強腰になつてしまつていて、いろいろ御意見もありましたけれども、公取に、四十五年の十一月二日に消費者団体から、不当表示の申告書が出され、そして不当表示の実例を示すカセットテープ

をはじめ証拠物件をあなたのほうに出してあると聞いていますけれども、そのことは事実ですか。

○政府委員(本田早苗君) その前に……。いま御指摘のように、路上販売について効果がない、したがつて、それを直接規制する法律をやらなければ意味がないかという御指摘でございましたが、はつきりして、ある程度の処置はできておりましたが、今回の改正法によりまして、申し込み書面の交付を義務づけた、それからクリーリングオフの制度を導入したということによりまして、これに伴う弊害に対するある程度の処置はできております。という点は御理解を賜りたいと存じます。

○政府委員(熊田淳一郎君) ただいま先生お話しございましたような申告がございまして、またこ

としに入りましたから、資料の追加といいます

か、そういうようなものがございました。

○竹田現照君 その申告についてどういう措置をなされたんですか。

○政府委員(熊田淳一郎君) いろいろと調べてお

りますけれども、こういう種類の案件で非常にむずかしい点は、口頭による不当な表示という点でござります。販売員が口頭によって顧客にいろいろ不適表示になるようなことを述べておる、これを証拠として取り上げるということに非常な調査上の困難さがあるわけでござります。それで、今までまだ結論が出ないでおりますが、現在もまだ調査は続けております。

○竹田現照君 四十五年十一月二日ということに

なると、二年半になる。しかし、公取は二年半

のほうで、いまの問題に限らず、訪問販売につい

て非常に問題があつたために、その被害者約四

五十人から調書をとりまして、それでかりに法廷

に持ち込まれて審判事件となつたケースがござ

ります。さようなこともございまして、訪問販売

についての事件の処理といふものが、いま事務當

局が申しましたようにたいへんむずかしい問題で

ございますが、じんせんおっしゃるとおり日を

送つてもいいことではございません。四十五

年にこれを調査いたしております際にまたほかの

大きな案件が入つてくるということで、一時中断

され、それによって調査を急いでおるわけでござります。

○竹田現照君 いまが問題がいろいろと提起され

て、ついぶん世論に訴えられて、被害があちらこ

ちらに出ていることがはつきりしているんです。

それは、いまのお答えのようなことでは私

は、消費者は絶対納得しないと思うんです。通産

省の態度と同じように、もう少しそれは新聞等で

あなたのはうが、公取と通産の共同でもいいです

から、そういう事実について、街頭販売その他の

問題を含めて、消費者に注意を喚起してほしい、

具体的な会社名をあげて。具体的な街頭販売等の

場合というものは現実にあるわけです。事実として

あるわけですから、そういうことはやはり提示を

してもいいんじゃないですか。私、先ほど、前の

ことでもお尋ねしました、公取委員長から先ほど

お答えいただきましたけれども、これは緊急の問

題として直ちに行なうべきだと私は思うんです。

だから、二年半たつて、これからまたいろいろ放

置するなんということになると、何年たつたら公

取はこの問題について措置するのか、全然信用で

ききないじゃないですか。どうですか。

それとては消費者のために表に出すか。たと

えば、排除命令となるとこれは当然公にもなりま

すが、さつきお話を出ましたように、排除命令

までいかなくても、警告処分というふうなこと

がわれとては消費者のために表に出すか。たと

えば、排除命令となるとこれは当然公にもなりま

すが、さつきお話を出ましたように、排除命令

までいかなくても、警告処分というふうなこと

がわれと

ある。それはその後の問題になつたものだから、この条項は削除されていまの契約書にはそういうものはない。そうですが、ところが、全く似て非なるものですね、持つてくるものと送つてくるものとは。その販売方法というものは今まで依然として変わっていない。私は、ひつかつたというより、金を一銭も払わないで返してしまつたから、ひつかつたといふことがあります。

そこで、今度の改正は四日間の契約解除期間と

いうものが設けられている。この間参考人の清水

先生にもこの四日間のことについてお尋ねしまし

たけれども、まあ四日間がいいとか悪いとか確たる

あれはあんまりよろしくないという期間だと、こうい

うですけれども、たとえば四日間は、まあ高いも

のを買つたなど、だからちょっといろいろ考え

たが、これはやめようといふ期間だと、こうい

うです。それならそれでいいんですけれども、私

が言つているような、こんな百科事典なんとい

うものは、見たところだけは確かにりっぱなんです

から。私が見たものなんていふのは、一冊見て樂

しいんですよ。まことにきれいです。そしてセロ

ファンが何枚もある。「人体」でも、すぐ一枚め

くれば血管、その次めくれば骨のほう、その次や

ると内臓が出ると、これが「チョウ・チョウ」から

何から一ぱいあるわけです。とにかく絵本として

見ても、子供に見せて、これは英語がわからな

くても楽しいわいと、こう思うものなんですよ。

ところが、送られてくる二十四冊というのは、そ

んなもの一ページあるかないかというのと、全然

ないようなものもあるのです。それで私電話をかけたら、二十四冊集大成したものをお見せしたんだと、こう言つてます。ところがどうじやないんで、現物は。したがつて、そういうものを送られてきて、初めてこれはひつかつたなと思うんですよ。しかし、今度のこの改正で四日間といふことになりますと、むしろ業者に、解約はもう四

日間過ぎたんですからできませんよというため

の、何か業者側につごうのいい日にちを設定をし

たよなことに私はなりかねないんじやないか

と思つてます。自動車やミシンなどはまた別

だと思つてますけれども、こういう、いろいろと御説

明はありますけれども、ケースによつていろいろ

と違つて思つてます。

と違うと思います。



友の会が百七十万。預り金の総額で互助会が百五十億円、友の会が百二十億円。それから、業者の人格といたしましては、互助会につきまして調査いたしました七十一団体のうちの約八割が任意団体で、二割強が会社組織、友の会については任意団体である。会費につきましては、互助会については、月三百円から五百円の六十回というのが最も多いようですございまして、友の会については、月一千円掛けで十二回というのが最も多いようございます。

○竹田現照君 ちょっと、いま私が伺いました互助会が二百五十と言いましたね。これは冠婚葬祭等の互助会のことですございませんね。それで、四百万の百五十億とおっしゃいましたが、間違いありませんか。

○政府委員(本田早苗君) そのとおりでござります。

○竹田現照君 私が聞くところによると、会員が四百五十分という事になつていて、まあこれはいいんです。

そこで、いままで互助会、友の会等で倒産の事例といふものはどうなつていてますか。

○政府委員(本田早苗君) われわれの承知すると

ころでは、友の会につきまして一件の倒産例が報告されております。一件のほうは会費満了直後でございましたので、すべて商品券に引きかえられ

ていて、実際の被害額はごく軽少であった。もう

一件は、五千八百万の積み立て金がありました

が、倒産会社の営業を全部引き受ける会社がございましたして、その会社によって債権債務が引き継がれて処理された、こうなことですござります。それから、互助会につきましては一件ござりますが、既契約者に対するサービスにつきましては、経営者が交代して営業を継続いたしまして、現在は営業を継続し、通常の状態になつておるということです。

○竹田現照君 このいまの互助会、友の会で、新しい法律による許可基準に該当して前払式特定取引はその互助会の内容、あるいは経理状況等について報告の義務が課せられているのでしょうか。そ

うのが原則ということに相なるわけでござります。

○政府委員(本田早苗君)

前払い式の特定取引の

業者

といふことになりますが、これに対する許可

の基準は前払式割賦販売業者の許可基準を適用す

る

が。

○政府委員(本田早苗君) 前払い式の特定取引の

業者

といふことになりますが、これに対する許可

の基準は前払式割賦販売業者の許可基準を適用す

る

が。

○政府委員(本田早苗君) 法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

だから、そういうようなものはどうなうこと

になりますか。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や

は、通常の会社組織になるものも

あります

が、

す。

○政府委員(本田早苗君)

法人に対する際に、御指

摘

のよう

に、都道府県知事の許可する公益法人に

なる

場合

も考

えられ

ます

が、營業行為を行なう法

人

とし

ては、や</p

能力を確保すると、こういうことにいたじたいと  
いうことございます。

それから指定受託機関に業界がどういう参加の  
しかたをするかということございますが、前払  
式割賦販売業者につきましては大半が参加すると  
いう意向を表明しておりますし、互助会につきま  
しては、全員参加という前提でいま準備を進めて  
おります。

○竹田現照君 ですから、全員参加で進めている  
といふけれども、一部は参加を何か親の遺言か何  
かできないんだということを言つてゐる大きな  
業者もあるようですかれども、そういうものを  
ちゃんと説得して、発足するまでには全部参加を  
させる、そういう努力をしているといふに理  
解していいんですね。

○政府委員(本田早苗君) 一部で参加について異  
なる意見があると、いうようなことが報せられてお  
りますけれども、設立運営の具体的な構想がきま  
る段階で業界ともよく話を詰めまして、全体が参  
加できるような体制に整備したいというふうに考  
えております。

○竹田現照君 先ごろ公取が不当な割賦販売表示  
の運用基準をきめられましたけれども、これに  
は、不当表示に該当するおそれがあるものとして  
割賦販売条件などについていろいろ具体的な事例  
をあげて基準を示しておりますけれども、今回の  
改正案では、割賦販売条件を表示する際には「省  
令で定める」云々ということになっておりますけ  
れども、この「省令で定める」云々と、公取がき  
めた運用基準とはどういう関係になりましょ  
うか。

○政府委員(本田早苗君) 改正案におきまして  
は、広告の規制につきまして、割賦販売業者に対  
しまして一定の事項を一定の方針で表示し  
なければならぬというふうに考えておるわけでござ  
います。したがいまして、法律的には景表法と  
して作成をして業界に配付するということで、そ

一応別の見地に立ちますが、両方の法律が有効に  
働く所期の目的が総括的には達せられるといふ  
ふうに考えるわけでございます。

それから御指摘の価格等の表示につきまして  
は、この法律ができました際に、若干の間の問  
題等は修正を要する点が出ようかと思います。た  
とえば、アドオン方式のところ、これらにつきま  
しては、さらに成立のときに公取委員会のほうと  
よく調整をとりたいというふうに存じます。

○竹田現照君 通産省の省令があとからできるわ  
けですから、公取がきめた運用基準よりは前進を  
したものがきめられる、きめられなければならぬ  
わけですね。その場合は公取は、通産省の省令よ  
りおくれていてる部分については訂正されるのです  
か。

○政府委員(熊田淳一郎君) 今度通産省のほうで  
新たに省令でおきめになる事項、まだ内容を具体  
的に承つておりますが、現在公正取引委員会が  
きめましたこの運用基準、この中で改めるべき面  
が出てまいりますならば改めたいと思っておりま  
す。

○竹田現照君 これはもう当然のことですから、  
そういうふうになさつてください。

それから、いまも局長のお答えの中で、アドオ  
ン方式を実質年率に改めさせることによってお  
なつておりますけれども、これはなかなかしるう  
とでは簡単にはできないのだそうですね、むずか  
しくて。それに対してはだれでもが一目わかると  
いうように、もちろん業者も、あるいは消費者も  
そうですが、それはどういう措置をとられ  
るのですか。

○政府委員(本田早苗君) 実質年率の計算とい  
うのが、いろいろ何か方式があるようございま  
して、そのうちの適当な方式を確定しまして、それ  
によつていろいろなボーナス払いのような特殊な  
条件がありますから、それを取り入れた複雑な表  
にならうと存じます。この表の作成は相当経費の  
かかる問題でございますので、通産省で表を算定  
して作成をして業界に配付するということで、そ

れらの経費負担については配慮をいたしました。そ  
れによりまして、その表に准拠すれば簡単に年率  
表示に切りかえられるような体制にいたしたいと  
いうことを考えております。

○竹田現照君 まあ、いうところの換算表とい  
うのをつくつてすべてにわかるようにする、そ  
ういうことですけれども、そこで、ちょっと関連し  
てお尋ねしておきますけれども、現金買いと割賦  
買いとの間の利率というのか、手数料というの  
か、そういうものも含めてどれくらいが適正なも  
のか。基準というのはあってないようなものかも  
しれませんけれども、行政当局としては現金買い  
との種のものとの、いわゆる金利だと手数料  
に見合うものはどれぐらいが妥当であるとお考  
えになっているのか、参考までに聞いておきま  
す。

○政府委員(本田早苗君) 割賦購入におきます利  
息、手数料の実質年率は大体一〇%から二〇%程  
度になっておるようございます。その内容は、  
金利のほかに集金費、それから貸し倒れ補てん  
費、信用の調査費、あるいは割賦販売事務費等が  
含まれておるようございます。割賦販売価格が  
割り高かどうかという問題につきましては、これ  
らの現金価格との差額を何が構成しているかとい  
うことできまるわけでございますが、これらにつ  
きましては、本年度の予算で割賦販売協会のほう  
に調査をしてもらつことにいたしておりますが、  
その調査の結果に基づきまして、適正な手数料等  
を算定いたしたいということござりますので、  
御了解を賜わりたいと思います。

○竹田現照君 それで、いまお尋ねしたことです  
けれども、少しでも安くするために業者は多額  
の運転資金が必要になつてくる。その運転資金が  
容易に融資ができるとなれば、無理して金を集め  
ない。運転資金を集めないと方法をとれば、  
少しでも消費者には安いものが提供できるという  
ことがありますから、それを取り入れた複雑な表  
が満足しない場合にはどうするのだとと言つたら、  
何種類かのいわゆる別の設備があります、こうい  
うことなんですね。ところが、結果的にそれじゃ  
そういうものを利用しなければならないことに、  
がこの間一万五千円なり三万なりのもので利用者  
が満足しない場合にはどうするのだとと言つたら、  
まあ少しはいいものをやつてやろうということに  
なつて、そういうことに結果的になるはずという  
のは、一体どういうことになつてているのか、私は  
わかりませんけれども、そういうのはあまりあ

融の専門機関というようなものとあわせて消費者  
によりまして、その表に准拠すれば簡単に年率  
表示に切りかえられるような体制にいたしたいと  
いうことでかねて指摘をされておる点でござい  
ます。が、割賦販売の金融の専門機関の設立、これ  
が必要だということございますが、その前提と  
しましては、御指摘もございましたが、信用調査  
機関であるとか、その保証機関であるとか、あ  
るいは回収機関であるとかいうものが並行的に整  
備される必要があるわけでござりますが、これら  
については、なお未整備の状態であるということを  
ともからみまして、御指摘のようない体制に持つて  
いくつましても、さらには体制の整備が必要だ  
といふ現状でございます。ただ、方向としては御  
指摘のようない方向に向つていくことが必要で、そ  
のため金融機関のみならず、保証機関あるいは  
信用調査機関等を並行的に整備するようなことを  
推進してまいることが必要だということを存じ、  
そういう方向にとめたいと存じます。

○政府委員(本田早苗君) いま御指摘の点は、今  
後は割賦販売の業界の健全な発展のために必要な  
こととでかねて指摘をされておる点でござい  
ます。が、割賦販売の金融の専門機関の設立、これ  
が必要だということございますが、その前提と  
しましては、御指摘もございましたが、信用調査  
機関であるとか、その保証機関であるとか、あ  
るいは回収機関であるとかいうものが並行的に整  
備される必要があるわけでござりますが、これら  
については、なお未整備の状態であるということを  
ともからみまして、御指摘のようない体制に持つて  
いくつましても、さらには体制の整備が必要だ  
といふ現状でございます。ただ、方向としては御  
指摘のようない方向に向つていくことが必要で、そ  
のため金融機関のみならず、保証機関あるいは  
信用調査機関等を並行的に整備するようなことを  
推進してまいことが必要だということを存じ、  
そういう方向にとめたいと存じます。

パンフレット等にも明確でないような私は気がするのです。ですから百円会費、あるいは三百円会費の何年積み立てで二万なり三万なり五万なり積み立てれば、葬式なり、いわゆる婚礼なりの行事というものはあまり恥ずかしくなく、一とおりのことはできるのだ、そういうふうに理解して互助会の会員等になるというのですが、それだから、もちろんその会費で設備はなされねばいけないのですけれども、お話をあつたように、この何種類もの、まあ二十万円くらいまでの設備があるといふお話で、これは一般の業者の提供からみれば三分の一、あるいは半分の金でそのことが提供できるのだ。そういう設備は、それでは一体どこの金で行なうのか。互助会の会員の金でやるとすれば、これは明らかに私はちょっとインチキだと思うのですよ。これは全然別のところから金を出してやればいいんですが、互助会の金というのが、きめられた役務提供のものを設備するという以外に使われるときには、これはちょっと会員を募集する何というのですか、約款というのですか、そういうものについてたって、景表法に違反するかどうかわからぬですけれども、ちょっと誤解をする何ケースではないかと思うのです。ですから、そういう面等も十分新法の適用にあたって、互助会等の運用について通産省もよくお考えになつておられます。最初に、公取委員会のほうにお伺いします。

おらないと、いう点、あるいはまた、公正取引委員会の関係各省庁に対する姿勢が非常に弱いのじゃないか、いろいろなことがいわれておりますので、こうしたことに関して、けさほどから乳業の問題が取り上げられておりますので、私もすいぶんその点につきまして、今回の乳業問題に対する公取の取り組み方ということについて、若干の感想もありますのでお伺いしてみたいと思いま

○中尾辰義君 それは、その結果はあなた方は一応白であったと、こういうふうに聞いておりますけれども、そのとおりですね。

○政府委員(熊田淳一郎君) そのとおりでござります。

四十六年の六月に厚生省から「牛乳等の指導取り締まりの強化について」という通達が各都道府県に出しておりまして、その中に示されておる方式の一つでございます。

はり一番手がけやすいものといたしましては、かくスクロマトグラフィーによる方法であろうと思ひます。また酢酸フィットステロール法も、これもやはり重要な検査方法でござります。三番目の酪酸価法は、場合によつては、前の二つの方式に比べればいわば補完的、補充的なものとして言えねばなりません。私どもの判定といたしましては、この三つの試験の結果を総合的に判断して判定をしろというふうにいたしてあるところではあります。

それで、今度の乳業問題に対する公取の取り組みでございました。それは約三十点ほどしておいたが、四十六年の三月にその回答がきたと、その結果は異種脂肪混入の疑いがあるものもあり、明らかに異種脂肪混入といふ判定を下されたものも若干ある。その後四十六年の六月以降に東京都の乳業工場の実態調査に取りかかって、同じく八月にこれは牛乳、加工乳の試買分析検査が二カ所に依頼された。それは約三十点ほどしておいたが、四十五年の九月に東京都内で市販されている牛乳、加工乳の分析を国立衛生試験所に依頼された。それは約三十点ほどしておいたが、四十六年の三月にその回答がきたと、その結果は異種脂肪混入の疑いがあるものもあり、明らかに異種脂肪混入といふ判定を下されたものも若干ある。それ以後、日本乳業技術協会は、これに十六点、それから日本食品分析センターに十四点、この検査の結果が、九月八日に回答がきておるわけですね。一つは日本乳業技術協会、これは業界に要望をされております。それは異種脂肪混入の事実は認められなかつたけれども、生産管理体制の不備もあり、製品出荷管理について公正競争規約違反行為にならないよう業界に要望されると同時に、厚生省にも同じようなことを通報されておる、このように私は聞いておるわけです。

そこで、問題点を少しお伺いしますけれども、四十六年の八月に日本乳業技術協会と日本食品分析センターに分析を依頼された。それはどういうような経過、検査方法で依頼されたのか、まずその点からお伺いしましよう。

○政府委員(熊田淳一郎君) その場合は、スクリーニングのガスクロマトグラフィー方式という方式で検

○中尾辰義君 それは、その結果はあなた方は一  
応白であったと、こういうふうに聞いております  
けれども、そのとおりですね。

○政府委員(熊田淳一郎君) そのとおりでござい  
ます。四十六年の六月に厚生省から「牛乳等の指導取り  
締まりの強化について」という通達が各都道府県  
に出ておりまして、その中に示されておる方式の  
一つでございます。

はり一番手がけやすいものといたしましては、かくスクロマトグラフィーによる方法であらうと思ひます。また酢酸フィットステロール法も、これもやはり重要な検査方法でござります。三番目の酪酸価法は、場合によつては、前の二つの方式に比べればいわば補完的、補充的なものとして言えねばなりません。私どもの判定といたしましては、この三つの試験の結果を総合的に判断して判定をしろというふうにいたしてあるところです。

○政府委員(鶴田純一君) 昨年の六月九日付で環境衛生局の乳肉衛生課長から各都道府県政令市衛生部局長あてに出しました通知の中身は、先生御案内のとおりだと思いますが、これの付属資料といたしまして、乳肉の成分規格の試験方法について資料を出しておきます。これは三つの方式でございまして、一つは酢酸フィットステロール、それから二番目がステリンのがスクロマトグラフィーでもつて異種脂肪を測定していくという方法でございます。第三番目は酪酸価法と申します三つの方式でございます。私どもの指導といたしましては、この三つの試験方法を実施しろというふうにいたしております。

こう思うのですね。それはやはり前回黒であったのだから、それであればなおさら今回は三つ同時に試験をして、そうしてその結果はこれであつたというふうに私は判断を下すべきだ、このように思うのです。その点はいかがですか。

○中尾辰彦君 最初に、公取委員会のほうにお伺いします。

公正取引委員会の問題に対しての取り組み方、その姿勢等につきまして、いろいろな批判があるわけですが、問題を軽く見ておるのじゃないか。あるいはどうしても問題の扱い方そのものがあまりにも慎重過ぎてタイミングを失っているんじゃないか、あるいはまた業界に対しても、いま一歩消費者の立場からしておきひしい姿勢がとられて

そこで、問題点を少しお伺いしてまいりますけれども、四十六年の八月に日本乳業技術協会と日本食品分析センターに分析を依頼された。それはどういうような経過、検査方法で依頼されたのか、まずその点からお伺いしましょう。

○**政府委員(熊田淳一郎君)** その場合は、ステリソンのガスクロマトグラフィー方式という方式で検

から二番目がステリンのガスクロマトグラフィーで、でもって異種脂肪を測定していくという方法でございます。第三番目は酪酸価法と申します三つの方式でございます。私どもの指導といたしましては、この三つの試験方法を実施しろというふうにいたしております。

この方法のそれぞれの価値でございますが、や

ように、できるだけ慎重な検査方法というものを採用すべきであると思います。思いますが、当時の状況を申し上げますと、八月でしたか、毎日新聞に、四社の例をあげまして四十五年に行なった検査方法のある程度の結果らしきものが報道されました。そのために業界では中傷合戦といふようなものも起りかけてきたというようなこと

わざも耳にいたしました。そういうような状況でございまして、私どもできるだけ早く結論を出したいということを考えたわけです。立ち入り検査に引き続きましてできるだけ早い機会にこの分析検査の結果をもう一度出したい、こう思つておるわけでございます。その際に、この三つの方法全部ということになりますと、相当時間がかかるようございます。しかし、このガスクロマトグラム法は時間的には一番早く結論の出る方法であるということを聞いておりました。できるだけ早く結論を出したいということ、このガスクロマトグラム法は比較的新しい方式であるといふこともありまして、この方式を指定をしたわけでございます。

○中尾辰義君 厚生省のほうからはいろいろと検討もされまして、そうしてこういうような三つの方法でやるよう指示も出しているわけですが、それをあなた、一つの方法でやって、そういうことを——私こんなことをなげうかというと、前回黒だったのだから、それならばなおこいとは精密にやらなければならぬ。それをあなたの方のほうが簡単におやりになっている。しかもこの書類見ますと、これはふしきなことに日本乳業技術協会のほうは八月の二十三日にあなた方が依頼をされていらっしゃる。それと食品分析センターのほうも同じく八月の二十三日に依頼をされておる。そして答える両方とも、食品分析センターが四十六年九月八日に回答がきておる。技術協会のほうもこれまた九月の八日に回答がきておる。これまた疑えば、この同じ日に両方ともまたこういうような検査の結果の回答がきておるという点も、疑えどももう一つ私はお伺いしますけれども、国立衛生試験所のほうでは酢酸フィットステロール試験法、これでまあやつているんですね。それで一番問題なのはスワローズテールというんですか、こういう結晶が一番異種脂肪、油脂の存在を判定

するに有力なる証拠なんですか、こういうのが出ておる。それを二回目の試験方法ではこういうふうに簡単におやりになつておる。それで白い立場を守ることでありますから。その点が私は一つ非常にこれは疑わしく思つておる。その点いかがですか。

○政府委員(熊田淳一郎君) ただいまの最初は、御質問でございますが、たまたま同じ日に依頼し、同じ日に返事があつたということでございまが、これはまあ依頼は同時にやりましたから、当然同じ日になるわけでございますが、検査結果がたまたま同じような期間を経て出たということであるというふうに私了解をしております。

○政府委員(熊田淳一郎君) これは、飲用乳につきまして公正取引規約というものがござりますが、この規約の運用に当たる機関でございます。この規約に加盟をいたしております業者がすべてこの協議会の会員になつております。そしてこの公正競争規約によります業界の自主規制、これを実施する場合に、その監視もしていくことがあります。

○中尾辰義君 私のお伺いしたところによりますと、これは乳業メーカーがほとんど入つておる。千百四十五社も入つておる、こういうふうに聞い

ます。この規約に加盟をいたしましたが、国立衛生試験所にあわせて検査依頼をいたしまして、こう

いうふうないろいろな検査もやってもらいたいと依頼をしたわけでございましたが、国立衛生試験所のほうではほかの検体の検査が立て込んでおる

ということを考えて、當時厚生省を通じまして依頼をしたわけでございましたが、たゞいま先生御指摘のように、ガスクロマ

トグラム法だけいかざるを得ないということが不適当であるということころから二つの機関、日本

乳業技術協会と日本食品分析センターと両方に依頼をしまして、クロスチェックをしてもらう、

こういう考え方で臨んだわけでございます。

○中尾辰義君 まあ審査に解ければいろいろあるでしょけれども、公取の審判官がこれは四十四年の五月一日から四十六年の十二月一日まで上村さんであります。さらに四十六年十二月から現在まで松浦さんが、これは公取の審判官をおやりになつた方が事務局長になつていらっしゃると。こういふことも、どうもこれは公取の審判をする厳粛な審判官がこういうところに天下つていけば、これは当然業者と公取との間の癒着というようなことが勘ぐられるんじやないかと、こういうところから今回の問題もまあ派生してきたようにも思われ

ぬことではない。だから私は申し上げておる。このせつかく三つの方法で精密にやるようという指示が出ておるわけですから、最も厳格でなきゃならない公取側としては当然私は、そういう三つの方法で判断を下すべきだと、このように思います。そうせないと、これはやはりいろいろな疑惑の目で見られる。そういう意味じゃございません。その審判官をやつた者が請われてそちらに参りました。公正取引協議会がいろいろたくさんございましたと、私が申し上げたから、さちか私の記憶によりますと、私どものところにおきました職員が望まれてその事務局長ないし事務理事という職についているのは、たしか三つくらいあつたかと思ひます。その他ものについてはなかつたと思ひます。そういうことは私どもとしては、できるだけ協議会の運営を私どもの意に沿つたようにして、また業者のほうの立場だけになしにうまくいくようにと、そういう指導の意味も込めてやつたことでございました。決してそのため私どもの行政が業者サイドに傾いたり、あるいは何らかの意味でのゆるい扱いをすると、そういうようなことを引き起こすようではもつてのほかでござります。私も、公正取引委員会の委員長として常に戒心しておるところです。そこでございましてから、この際、私どもの考え方をちゃんと申し上げておきたいと思います。そして、しばしば御質問をいろいろなところで聞いておきましたが、私どものとておつたことが、私が申し上げておきたいと思います。それは私自身いろいろ反省してみまして、百点満点で、あつたことは、それは私も言ひ切れないと思います。そして、おつたところがござつたが、私どものとておつたことは、これが私ども公正取引委員の委員長及び委員といたしまして、当時の状態においてはなまぬるいと言わればなまぬるいということばをいただくかもしれないが、慎重にできるだけ扱つておこう、そしてある意味で混乱はできるだけ避けるようにしていきたいと、そういう配慮があつたことはこれは事実でございますが、その配慮と申しますのは、やはり私

○中尾辰矩君 それは公取委員長のお話も私はわざとらの仕事というものが、証拠をかなりはつきりとつかんで、そして初めてそこにおいて何らかの措置に得出る、そういう行政の立場にあるといふところから出たものでござります。

割賦販売につきましては、いろいろともう質疑がございましたので、だいぶ省略しますけれども、この外資系の百科事典の販売業者のことについて題を少し、時間がありませんけれども質疑をしてす。

通産省はしつかりこれがんばってやつてもらわぬと、そんな答へなんか、あんな答弁では私は納得いかぬ点もたくさんあるんですよ。私が聞いておるのは現在六十八社くらいあると、このようないておるんですがね。いろいろとその中で、いま

○中尾辰義君 そういうところを教えてもらわぬと審議にならぬ。そういうのが問題があるんです。

からぬでもないですよ。だけれども、あなたの方の主觀だけでは世の中には通らないと私は思ふんです。公取の審判官が民間の全国飲用牛乳公正取引協議会の事務局長になつてゐるという、これはあ

きまして、これは問題が非常にたくさんあるようですので一、三お伺いしてみますが、これはいま何社くらい認可されておるのが、そしてその大もと等につきまして実際全部掌握をなさっていらっ

おっしゃつたような、社名を変更して社長が同じものだとか、いろいろなものがあつて、品物を扱う会社が違うだけで値段はばらばらだとかね。だからこれは事あるごとにこの問題が出てくる。

ニケーション・アンド・スタディーズ・インター  
ナショナル・リミテッド、ここが出しているんで  
すが、C & S、これは百科事典ですが、これを見  
ますといふと、本書の提出時が四千円、それから

ないか。これは消費者感情というのもも加味して、國民感情といふ、そういうことを。これはそういうものはないかもしませんよ。けれども、えてしてこれは公取の場合だけに限りませんですよ。いろいろな公害の、例の重金属のカドミウムだ、あるいはシアンド、ああいうようなケースを衛生研究所等に依頼したような場合でも、どうも隠したものがある。そして真実を発表しないで、すべてが後手になつておると、そして今日のああいったようなひどい公害の、農業の公害、その他いろいろありますけれども、問題を惹起しているわけですよ。それから、これは私はあなたがおっしゃったことはわからぬでもないけれども、それを全面的に受け入れる気持ちにはなつております。その点はよくひとつお考えになられて、ほんとうはこゝは、今回の問題はあなたの責任ですよ。だれが責任かと、つっこつて、委員長が責任とちょっとは

○政府委員(本田早苗君) 昨年、外国系の百科事典の業者に對しまして販売方法の自爾等の通達を出しましたのは、當時把握しておりました八社でございましたが、その後いろいろの事情から、それ以外に三社あるということが判明いたしました。インターネット・ショナル・ヘライゼンス・インコーポレーションという会社は実は、社長がその八社の中の一社の社長と同じでございましたので、同種の会社と判断しておりますが、別会社の社長を兼務しておるということがわかりました。それから別にもう一社は、昨年の十一月に設立されておりまして、その後取り扱いの分野が変わったということで、外国の百科事典を販売するということになつておりますし、また第三の会社は、医学書を中心にやつておつたのが、百科事典を扱い出したというような事情で、われわれとしては從来八社と考えておりましたが、三社さらにあると、うことばづかりました。

だから私、一つ具体的にお伺いしますけれども、このコミュニケーション・アンド・スタイルズ・インター・ナショナル・リミッテッドと書いあるこれは、社長さんは日本人の社長さんですよ。松本忠さんと書いてある。もう一つ、インター・ナショナル・ハイセンス・インコーポレー・テッドですか、これも社長さんが松本忠さん、この二つの会社はどう違うのか。ここから出しておるようなものはどうなつておるのか。値段はどうなつておるのか。その辺をひとつ教えてください。

○政府委員(本田早苗君) いま御指摘のC & S社という会社のほうは、ある程度問題がございまして、この点についていろいろ指示をいたしておりますが、もう一つの会社につきましては……。

○中尾辰義君 まず値段から言つてくれないか、違うのか。中身が同じで値段が違うのか。

○政府委員(本田早苗君) 値段はわかりませんが、ことより上つまうのはニューベンダード、エノ

回、そのほかに特別支払い月というのがあります。残額は毎月の支払いが三千六百円掛ける二十五で、これは六月と十二月——ボーナス月でしょう、これで二万九百円掛ける五回、総額が十九万八千五百円、こうなっておるんですね。そこで私がお伺いしたいのは、この契約書の中にこういうことが書いてある。小さい字で書いてあるんですね、虫めがねで見なければわからぬような字で、ゆっくり読みますからね。「本契約が貴社に依る受諾前に解除された場合は、申込金に相当する金額を契約締結および履行に至るまでの通常必要とする費用に代る損害金とし、申込金をもつてその支払いに充当します。」これが一番ですよ。「一番目は「本契約がその成立後満二カ月以内に解除された場合は、商品の使用損料として購入価格の三〇〇%に相当する金額を支払います。」これは本人が契約しているんですよ。それから「(ハ)本契約がその成立後満二カ月を超えた時点で解除された場合は、尚ほ金員をさつて、満二カ月を超過して日

ないですよ、これだけ大きな問題にして。ところが慎重、慎重はいいけれどもだからさっき言ったじやありませんか。慎重、慎重でもうみんな後手になつてタイミングを失してしまう。ここはいろんな批判もあるでしょう、その辺も加味して、これからはひとつ当たつていただきたい。実は私は、きょうは官房長官が総理を呼んでいろいろと所見も伺いたかったんですけれども、いろいろと衆議院の問題でお出になりませんが、それだけ一つづけ加えておきます。

最近問題の多い百科事典の販売業者につきまして、実情把握が粗漏であった点は遺憾に存する次第でございますが、今後よく調査をして、常に実情を把握できるよういたしたいというふうに考えるわけでございます。なおこのほかに、TBSブリタニカ社というのが出資いたしております会社が、最近日本語版によるブリタニカの百科事典の販売の有限会社をつくるというのが出てまいっております。

サイクロペディア、それからブロクテムド・クラシス、ファンク・アンド・ワグナルズ・スタンダード事典というものを売っていますし、片一方インターネット・シヨナル・ヘライゼンズのほうは、ニュー・スタンダード・エンサイクロペディアのほうは同じでございますが、それ以外にニュー・アチーブメント・ライブラリーというものを別個に扱つておるようでございますが、この価格につきましては、いま手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきたいと存じます。

合は、前号の金額にさらに(満二ヶ月を超過した日から一ヶ月ごとに)(一ヶ月未満の場合は日割計算とする)購入価格の3%に相当する金額を加算し、金額を支払います。ただし、その合計額が購入価格を超える場合は購入価格と同額を支払います。(2)前二号の場合において、貴社から相当期間を定めた催告を受けたにかかわらず私が契約商品の全部を返還しなかつた場合、もしくはその返還が不能の場合には、購入価格と同額を損害金として支払います。」これは私は字がこまかくて虫めがねで見なければわからぬのですよ。だからこれがいまのは大きい字に書きかえて読んだ。こういう

1

ものは契約書として出したってなかなかわからな  
いですね。まあ活字の問題もそうだし、それから  
その内容の問題はどうですか、これは法規に照ら  
して。

○政府委員(本田早苗君) いま御指摘がありまし  
た、たとえは約款の商品発送後満二ヶ月以内に解  
除の場合、解約に伴う損害金として購入価格の三

立したときに契約者から送料四千円を社に送つてみると、一件当たり二万円のマージンをセールスマンが受け取る仕組みになつてゐるのですが、しかし、契約者が割賦代金を三回払わぬうちにこれがキャッシュセル、もしくは送金不能になつた場合、セールスマンに歩合として渡した二万円から割賦代金を立てかえ払いをさせるからくりになつて

販売員というようなものの労務管理がこれは問題になつてくるわけですが、この点につきましてどうお考えになるのか、その点いかがですか。それからセールスマンの身分保障について今後どういうふうにしていくのか、さつきもちょっと質問がありましたですが。

部門についてその近代化、合理化を強力に推進する必要があるということは御指摘のとおりでござります。ところがこの流通の近代化、合理化を上げていくということに相なりますと、流通の部門というものが多数の事業所、多数の段階に入り組んでおるということで、その実効ある方策といふのがなかなか効果をあげがたい状況に相なつてお

○%に相当する金額をもたらし、この内容は割賦販売法の六条と抵触するケースが予想されます。六条は当該商品が返還された場合、通常の使用料が割賦販売価格に相当する額から当該商品の返還さ

いる。こうなつて、いるらしいのですな。だからセールスマンはどんな手段を講じても、契約者から割賦代金三回分を何が何でも取り立てる。そのためにはいろいろな手段を講じて無理算段を言う

るということであらうと存じます。従来から政府  
といったましては、そういう意味で小売り商、卸  
商の協業化、組織化、これを通じました体質の強  
化、あるいは輸送、集配等の流通の段階におきま

されたときににおける価格を控除した額がいすれか大きいほうの額をこえる金額を請求してはならぬとなつておるわけでござりますので、一率に三割というのをきめるということは、オーバーする事態があり得るわけでございますから、これは六条に違反することがあり得る契約内容であるというう

○政府委員(本田早苗君)歩合給と固定給によりまして、歩合給のウエートで成績をあげさすといふことがいろいろ過当競争に巻き込むということを私は聞いてゐるのですが、こういうような契約の仕方ですね、労働契約ですな、これはどうお考えになりますか。

体制といふことに改善できるように指導してまいりたいというふうに考える次第でござります。

○中尾辰義君 それじや、私いろいろ質問がありますけれども、竹田君の質問と重複しておりますので、これで終わります。

○藤井恒男君 法案の具体的な質疑に入る前に、

す物的流通の合理化、これらの方策を通じて流通機構の改善に努力してまいったわけでございまして、たとえば開発銀行融資を通ずる卸総合センターの設立、あるいは中小企業振興事業団の融資によります卸商業団地の助成、件数で申しますとこれ八十一件ございます。卸総合センターが三

とて、不適当であると思します。この点につきましては、かねてからC&S社には解約の条件について改める必要があるということを言っておるのをご存じますが、まだ改定ができていないということで、御指摘を受けたわけでございます。この点についてはさらず約款の改正を同社に対してもう一度お願いするよういたさねばならないというふうに思ふわけであります。

に格納なるということで、これらの点についても適正な内容には是正する必要があると思ひますが、その歩合制の中で、御指摘のように返還を要求されるような内容の歩合制ということが、さらに販賣の姿勢を攻撃的にするということにならうと思ひますので、これらの点については労使間の給与の問題でございますが、適正な方向に改めていくのが妥当な問題であるというふうに考えるわけで

流通関係について若干御質問申し上げたいと思ひます。

わが国の流通部門が他の産業部門に比べてその近代化が著しくおくれておるわけでござりますけれども、もちろんこの歐米諸国との流通部門などを比べるとはるかに見劣りがいたします。もちろん、およそ百年にわたる日本古来の商習慣といふものもございますので、直ちに欧米のそれと比較

件、それから配達センターが、助成をいたしました。開発銀行から融資をいたしておりますが、大量消費財配送センターといたしまして四件助成実績が出ておりまするし、生産財の配達センターとしても四件実績が出ております。また、ボランタリーチェーンの整理ということで開銀、あるいは中小企業振興事業団、あるいは国民金融公庫等から融資をいたしておりますが、チーンとして融

○中尾辰義君 ですからね、通産省がそういうことを出してても、あまり業者はほうは反省をしてないような感じがします。だからこんな問題が出て

○中尾辰義君　いまの最後のことる、もう一ぺん  
言うてよ、聞こえなかつた。

することは無理かと思いますが、現在の他の産業部門に比べれば、それに比してわが国の流通部門は著しく見劣りがする。この辺について企業局と

資対象が百十九ございます。また、小売り店舗の共同化によります中小規模の小売り商の共同事業につきましては、百九十四件の助成をいたしてお

くるのですよ、あなたのはうでもう少しその点  
しっかりとやつてほしいですね。いいですね。  
**○政府委員(本田早苗君)** 御指摘の点は、この会  
社を呼び出しまして訂正さすよういたしま  
す。

○政府委員(本田早苗君) 適正な方向に改めていくことが妥当な方向だというふうに考えます。

○中尾辰義君 適正な方向に改めていくと、名答弁なんですねけれども、聞いてるほうはもう一つわからないですよ、適正な方向に改めていく

○政府委員(本田早苗君) 終戦以後生産の増強として、供給力の増加というところに重点が置かれた政策が焼きまして、物資の不足する中でしてはどのように判断なさつておるのか、お聞きしたいと存ります。

りますが、これで効果が十分あるという状態ではございませんで、さらにこれらの施策を強化してまいることが必要だと思います。今年度といったしましては、一つには、流通システム化を推進するという意味で流通システム開拓センターを設立

○中尾辰義君 そうしないと被害者が続々と出るのだ。そしたら、またあなたのところに苦情が出て、また委員会であなたがやられるということになる。

くというのでは。そこはひとつ検討してみてください。

流通といふことから、流通の段階の合理化、近代化がおくれてまいったことは御指摘のところだらうと思います。しかし、現在のような状況になりますと、消費者物価対策、あるいは資本主義化に対する對策等々、また國の全体の經濟的均衡ある發展へ

いたしまして、今後各段階におきます流通の相互の関連をシステム化していくとすることを進めてまいりたい。また、物的流通といたしましてはペレットブールを——標準規格のペレットをブール組織で使うと、どうしたことによる輸送経費の軽減をは



販店というのはかなり高級な商品まで品ぞろえをしまして、そうして高いマージンで品を売っていますが、それからスーパーといふことになりますと、日用品を中心にして薄利多売と申しますが、そうした形で商品を売っていく組織というふうに思ひます。最近のスーパーの大型化に伴いまして、かなり百貨店的な大型スーパーが出てまいりておるというふうに考えられます。

○藤井恒男君 それはね、局長、奥さん方が考えておるのはそういうことなんだ。まあ百貨店に行けば高級品もたくさんあるし、あるいはわれわれが日常買い求めないものでも品ぞろえしてある。スーパーに行けば、手つとり早くげたでも突っかけて、買いかがさげて買って買う。そこは安い。これは奥さんのものの考え方。現実の形態は、見た目はそういうことになつてあるかもわからぬけれども、しかし、百貨店とスーパーの大きな違いというのは、やはり私は流通問題だと思うんです。百貨店で特徴的なのは問屋に依存しているということ。要するに、百貨店では返品制をとつてあるということ。だから、ことはは的確かどうかわからないけれども、ある意味での貸し席業、大胆なもの言い方をすればね。あるいは出張店販制によるもの、これが百貨店なんですよ。

スーパーの特徴は何かといえば、そこに展示して

いる品物に対して、まあおよそ全面的にリスクカ

ペー、リスクをスーパーが負つていて。だから購入の経路、そして商品に対するリスクのとり方に

新しい生活のバーチャルに即応した体制を持ってお

りますが商品がさばける。これなどは、やはり十五名を通産大臣の任命によりまして各府県に

それぞれ任命いたして、各府県で活動を願うと、苦情の処理あるいは価格動向の実情をこちらに御連絡、あるいはわれわれの出すアンケートに対し

まして、その地域の実情をとらえていただきまし

て御連絡を願うというようなこと、あるいは苦情

です。ですから店のかまえを見て、こういうのが百貨店、こういうのがスーパーだといふ

ことではこれは困る。で、私が先ほど述べました

ように、百貨店法というのは中小業者に商いの機会を確保する。もちろんそれは大切なことである

けれども、しかし、流通の近代化ということ、それから消費者物価の安定供与といふものに寄与するものでなくてはいかぬわけですよ。だとすれば、いま一部には百貨店法を大型店舗であるス

ト、それに伴つて消費者物価を安定供与する方

向、こういうものがやっぱり立法の趣旨になつておる

んですか。

○藤井恒男君 だからこの辺やは、たぶん私は一番大きなポイントだらうとも思つてます。そこでスーパーにはスーパーとしての特色がある。そしてスーパーにはスーパーとしての特色がある。また商店街には商店街としての特色がある。この消費者のニーズということをよく考えて、しかも、それが消費者物価を安定供与せしめる方向で私は行政指導すべきだ、その中から流通の近代化というものをはかつていかなければいけない。これが私は一番大きなボイントだらうとも思つてます。

○政府委員(本田早苗君) 最初私申し上げました

ように、消費生活の態様も変わってまいつておりますし、消費者物価の安定対策の必要性といふものもきわめて高くなつておりますし、流通機能

の、十分これが發揮できるような体制がますます必要だといふことでござりますので、三十一年の百貨

店法の目的だけで、現状では必ずしも十分でない

といふ基本的な考え方であります。小委員の方々も、おおむねその点については御異論がない

と存するわけでございまして、御指摘のような点につきまして、審議会にも反映するようになつた上

で御検討を願うよにいたしたいと存じます。

○藤井恒男君 消費生活改善監視員制度といふのが置かれておるわけですが、現在これがどういう

機構であつて、どういうふうに機能しておるかお聞きたいと思います。

○政府委員(本田早苗君) 現在、人員としては七

百名でございましたが、沖縄が帰つてまいりまして

ので十五名配置することにいたしました。七百十五名を通産大臣の任命によりまして各府県に

それぞれ任命いたして、各府県で活動を願うと、苦情の処理あるいは価格動向の実情をこちらに御連絡、あるいはわれわれの出すアンケートに対し

まして、その地域の実情をとらえていただきまして御連絡を願うというようなこと、あるいは苦情

です。ですから先に申したよう

が、御指摘のような点についてはさらに努力した

いと存じます。

○政府委員(本田早苗君) 逐次強化してまいつて、いま七百人になつておるわけでござります

が、御指摘のような点についてはさらに努力した

いと存じます。

○藤井恒男君 割賦販売法について若干御質問

いたしますが、せんだつて参考人からの御意見をい

ろいろ承りまして、その中で全日本互助協会の会

長の小泉さんからの意見の開陳がございました。

で、私も互助会といふのはあまり知らないけれども、おそれどもね。だから、先ほどせっかくの御答

弁をいただいたわけけれども、そういうお考

えだけで百貨店、スーパーといふものを見詰めておられるんでは、これは私、失礼な言い方だけれども、おそれどもね。だから、先ほどせっかくの御答

弁をいただいたわけけれども、そういうお考

え、むしろいま一番おくれておるわけでござります。

○藤井恒男君 これは報酬なんかどうなつておる

んですか。

○政府委員(本田早苗君) まことに些少でござりますが、予算で制約されておりまして、年に六千円差し上げるということにいたしております。

○藤井恒男君 この消費生活改善監視員制度、私は百貨店、そしてスーパー、あるいは駅前などにある俗にいう商店街ですね、それぞれの機能が補完し得る余地がある、これが私、行政指導だと思つんですよ。だから百貨店というものが全部スーパーになつてしまつても困るだろう。消費者にとっては、百貨店は百貨店としてのやはり特色がある。そしてスーパーにはスーパーとして

くれば本格的な論議も起こすこと思いますけれども、できてしまつたらそれはどうにもならぬわけなんです。そういう面を、よく通産省の意向としてやっぱり反映してもらいたいし、私がいま申し上げたような点についてのお考について、再度承りたいと思います。

○政府委員(本田早苗君) 申し上げたようないいことについてお考について、再度承りたいと思つます。

○藤井恒男君 この消費生活改善監視員制度、私は消費者保護の立場から非常にこれは有効な組織であろうと思うのですが、まあ人数も全国で七百名ということであれば、これはまあ非常に少い人数だし、やっぱり年間六千円ではたいへん氣の毒な話なんで、奉仕みたいなことにしかならないことですね。だからこの辺やは、たぶん私はこの辺やはいつもちょっと機構を充実して、庶民のこれは窓口なんだから、だから苦情処理の窓口でもあるし、また相談員でもあるし、だからこの辺のところをもうちょっと充実強化していく。そして庶民の側にも、この監視員といふものが設置されておられるアングルに応じてくるといふようなことになつてしまつ、六千円の価値しかないようになつてしまつというふうに思われるんで、この辺の方策を講じなければ、いまのままで、ただ求められると、いうことでもあります。

○政府委員(本田早苗君) まさに、この監視員といふものが設置されておる庶民の窓口なんだから、だから苦情処理の窓口でもあるし、また相談員でもあるし、だからこの辺のところをもうちょっと充実強化していく。そして庶民の側にも、この監視員といふものが設置されておられるアングルに応じてくるといふようなことになつてしまつ、六千円の価値しかないようになつてしまつというふうに思われるんで、この辺の方策を講じなければ、いまのままで、ただ求められると、いうことでもあります。

○藤井恒男君 まさに、この監視員といふものが設置されておる庶民の窓口なんだから、だから苦情処理の窓口として苦情を聞いていただけてこちらに御連絡願うと、せんだつての参考人としての小泉さんの御発言によつて、だいぶ私、互助会を見る目が変わつたわけなんです。で、衆議院段階でも議事録など拝見しますと、かなり突っ込んだ互助会についての論議があつたわけなんだけれども、互助会の発足の経緯と現状との間にはかなり違いが出でておるよう見受けられるのです。互助会全般

がと私申しませんけれども、そのうちのある部分についてはですね。したがつて、これはひとつ互助会というものについてもう少し、互助会自体も健全に発展していくよう、また、これを利用する側も苦情の起らないように、私はやっぱり何といいますか、指導をしていく必要があるというふうに思うわけなんだけれども、この辺についてどのようにお考えになつておるか、お聞かせください。

○政府委員(本田早苗君) 先ほど申し上げました

ように、現在……。

○藤井恒男君 ちょっとと中座しておつたので、聞いてないのです。

○政府委員(本田早苗君) われわれの把握してお

るところでは、二百五十の互助会があるようありますし、会員も四百万、先ほど四百万以上だという御指摘も受けましたけれども、四百万に達する。また、預かり金も百五十億になるというふうな状況でございまして、御説明のありましたように、町内会のような互助組織から発足はいたしましたけれども、日本国中で非常に多数の組織が多くられ、しかも多数の会員を擁し、多額の金を預かるというような形になつておりまして、したがいまして、割賦の審議会におきましても、これからさらに拡大するということになれば、からだが大きくなつたに応じてそれ相応のやはり組織の整備も必要だということで、互助会も割賦販売法の適用の範囲内に取り入れて、そうして不測の問題も起こらないようにすることが必要だと、こういふことで今回規制の対象に入れ、前受け金の保全措置を講じて、会員である契約者に対しまして保護の措置があらかじめ準備されるという形にいたしましたわけでござります。したがいまして、御指摘のとおりに、今後会員のほうから苦情の生じないような体制に互助会の業務のやり方等につきまして

〔理事川上為治君退席、委員長着席〕

整備してまいることが必要だというふうに思つてございまして、その点、その方向で業界に改

善をしていただくつもりでおるわけでございま

す。

○藤井恒男君 ざつぱらんにお聞きするんだけれども、衆議院段階でも、これいろいろ論議されつて、局長もこれについてのいろいろ御答弁があつたわけなんで、で、この間の会長さんの御発言のニュアンスと、衆議院段階でいろいろ論議され、また通産省当局が御答弁なつておつたこととはちょっと違つたうように思つんですよ。それ、どうお考えですか。

○政府委員(本田早苗君) 違うという点につきましては、一時はやはり互助会は法人の組織に変えてもらつた上で許可するということにいたすこと

を私のほうは努力いたしております。このことにつきましては、やはり多額の金をお預かりすると

して経理等については、明確に経理できるよう

ことが今後の互助会の運営にあつては必要だと

いうふうに考えるわけでござります。ただ、互

助会の発足の事情、あるいはその目的が名前のこと

とく互助を目的としてやつておる等のことがございまして、提供するのが商品でなくして役務である。役務の提供に伴いまして提供すべきあらかじめ準備すべきいろいろの道具が要る。衣装であるとか、あるいは葬祭具であるとかいうふうなものがまず最初に調達される必要がある等々のことを目的としておる前受式割賦販売業者の基準をそのまま適用するわけにはまらないと思いますの

で、指定役務を提供する互助会としての特殊性は考慮に入れて許可の判断をいたしたいといふうに考えておるわけでござります。

○藤井恒男君 私がお伺いしたのは、発足の経緯からして、互助会というのは発足のままかりに進んでいたとするなら、それはまさに互助のものであつて、公益性が非常に高いものである。この間

のお話をいろいろ聞いていく中から、確かにこれは法人組織にしなければならない部分もたくさん出てきて——互助会は幾つもあるわけですからね。だから、ある互助会においては、まだ昔の發

足の経緯をそのまま踏襲して現在公益性が非常に高い、いわゆる互助という形の形態をそのまま維持しているところもあれば、ある互助会においてはそれからさらに進んで、ここでいわれるところの法人にして、経営諸表もかつておりしなければならないというようなところへ変質といいますか、まあ発展したのかどうか知りませんが、変質して

いる部分もあるというふうに私は聞いたわけですが。その辺をどう考えておられるかということを聞いたわけなんです。

○政府委員(本田早苗君) 互助会の発足当時の互助の体制で仕事を進めていくという場合に、どうしても營利法人の形態をとれというわけには行きにくいと思います。そういう意味で、そうしたまあ公益性法人としての実体を持つ場合には、公益法人としての認可ができるようなことを府県知事に通知をして、公益性法人として法人になることができる体制も考慮したいというふうに考えておるわけございまして、全部が全部營利法人になれといくことを前提にいたしておるわけではございません。

○藤井恒男君 まあ互助会、友の会というものを今度この法の中に組み入れていこうというのが大きな改正の一つであるわけです。私はきわめて一般的なものの考え方をすれば、物品を授受するいわゆる割賦販売を規制するところの法体系にこの種のものがたしてなじむものであろうかというふうに思つては、いまでも疑惑を持っておるのであります。ただし、その条件につきましては、先ほど申し上げました互助会の特殊性については考慮する、こうしたことでござります。

○藤井恒男君 これはまた後ほど附帯決議に、互助会の問題もこれらの経緯を踏まえて若干触れられると思いますので、互助会の問題はこの辺でや大されているわけですが、消費者金融ですね、消費者金融につきましては、三十年代から家庭電気製品、あるいは自動車等に生活を合理化するための商品需要というものが非常に起こつてしまつたこ

いう互助会も現存する。そしたらとすれば、許可基準というものをやはり画一化すべきじゃなかろう

といふうに指導し、持つていいこうという御答弁だつたのだけれども、そういうふうに見ていいわけですか。その他また、許可基準というものは個々の

互助会によって適用を変えていくといふうにお考えなのか。

○政府委員(本田早苗君) 公益法人にすることもわれわれとして考えるという事情につきましては、互助会が発足の事情、それからその後のそうした性格を持ち続けておるという場合に、なおかつ營利法人の体制に切りかえるといわることには、互助会としては非常にやりにくいという御意見がござります。そこで、本来の公益法人の実体を備えている場合には、公益法人として法人格を取得した上で、新しい法律の互助会として認めるべきである。役務の提供に伴いまして提供すべきあらかじめ準備すべきいろいろの道具が要る。衣装であるとか、あるいは葬祭具であるとかいうふうなものがまず最初に調達される必要がある等々のことを目的としておる前受式割賦販売業者の基準をそのまま適用するわけにはまらないと思いますので、指定期務を提供する互助会としての特殊性は考慮に入れて許可の判断をいたしたいといふうに考えておるわけでござります。

○藤井恒男君 これはまた後ほど附帯決議に、互助会の問題もこれらの経緯を踏まえて若干触れられると思いますので、互助会の問題はこの辺でや大されているわけですが、消費者金融ですね、消費者金融につきましては、三十年代から家庭電気製品、あるいは自動車等に生活を合理化するための商品需要というものが非常に起こつてしまつたこ

と並行しまして、非常に増加してまいりております。割賦販売の売り上げ高につきましては、これはチケット販売を含んでおりますけれども、四十三年の商業統計によりますと、卸売り、小売り合計で三兆六千億の総販売額の四・七%を占める状況でございます。消費者賦払い信用の残高につきましては、これはわれわれのほうで試算をしたわけでございますが、住宅の信用を除きまして昭和四十五年で一兆四千億円になりました。この四十五年の個人消費支出が三十五兆円でございますが、その三・九%に相なっております。住宅信用を含めますと、消費者賦払い信用残高は約三兆円に現在なっておるというふうに推定いたしております。

それから、割賦販売の取り扱い業者の数でございますが、四十三年の商業統計によりますと、常用従業者を使用しております商店が五十万三千五百店ございますが、そのうち割賦販売をしている業者は、これは延べにならうかと思ひますが十一万六千店ということに相なっております。

それから、割賦販売業者の商品別の販売の比率を見ますと、昭和四十六年に実施しました割賦販売実態調査の暫定集計でございますが、男子の洋服、家具、ミシン、自動車で大体七〇%が割賦販売で売られております。それから家具、寝具、カラーーテレビ、ルームクーラーは八〇%ということがあります。

それから、消費者の割賦販売の利用状況でございますが、経済企画庁の消費者動向予測調査によりますと、過去三ヶ月間に割賦を利用した世帯の割合というのが全世帯の平均して三二ないし三四%、三世帯に一世帯が割賦を利用しておるということになつております。

それから、家計に占める割賦購入割合でございますが、これは総理府の家計調査によりますと、全都市の勤労世帯平均で約二%が割賦購入に充てられておる。そうして、消費者信用の残高は企庁の消費者動向調査によりますと、一世帯当たり平均十八万八千円ということになつております。

て、これは住宅の信用も含んでおります。住宅信  
用がかなり大きなウェートを占めておりますが、これはチケット販売を含んでおりますけれども、四  
十八万八千円ということに相なっております。

以上でございます。

○藤井恒男君 消費者信用調査機構というものが現状でございます。複数の機関で競合した状態で信用調査を行なうということは合理的ではない

ということは御指摘のとおりでございます。したがいまして、これらの機関が十分協調を保ちま  
さつておるわけですか。

○政府委員(本田早苗君) 御指摘のように、多數の機関で消費者信用調査を行なつておるというものが現状でございます。複数の機関で競合した状態で信用調査を行なうということは合理的ではない

ということは御指摘のとおりでございます。したがいまして、全国的なシステムで運営できるように指導いたしました。将来はこれを一本化できるようにすべきだというふうに考へる次第でございます。

○藤井恒男君 せんだけの参考人の意見聽取の会社が負うべきである。二つ目が、詐欺による契約には賠償の責めを負わしめるべきである。それ

から三つ目が、消費者に不利な条項、これは先ほ  
どから外國系の百科事典の例に見られておつたわ  
うようなことは書かせないよう。それから四番

目が、同じく契約の中に強制執行、まあ前時代的な強制執行などの特約などは規制してくれと、こ  
れだけれども、たとえば、裁判所を指定するとい  
うのが現状だらうと私思います。そういう意味で  
このように量的にも拡大しているし、しかも多様化しているという点から、どのような形態のものがあらわれてくるかななかな予測しがたいとい  
うのが現状だらうと私思います。そういう意味で金融の問題、それから商品を受け渡す問題、業務、それに先ほども出した後務をサービスする

といふ問題、あるいは現に割賦の伴わないところのものが現にもあらうと思うのだけれども、こういったものを消費者信用という形でこの割賦販売法の中に網羅することに本來的無理があると私は思います。しかし、これは先ほど来論議されておるよう、今後消費者保護の全体的な保護体系

じます。

それから、詐欺による契約につきましては、やはり契約約款の中におきまして、たとえば、現物とそれから見せられた見本とが違うという場合に、契約は取り消し得るものであるということを明記して、消費者に事前にわかるよういたしておきたいと思います。

それから、管轄裁判所の問題につきましては、販売業者の本社所在地の裁判所という特約のこときものは不利な約款になるということで、特に不利な約款をしてはならないということで、特約を排除することを検討いたしたいというふうに考えております。

それから強制執行につきましては、民事訴訟法

の問題でございますので、この法律でぐるにいる新しい手を打つことがなかなかむずかしい問題のようございますが、先ほども申し上げましたように、今後消費者保護法のような法律を検討するということにいたしておりまして、消費者部会では検討を続けますが、その際に、これら問題についても新しい考え方を入れられることを検討いたしたいというふうに考えております。

それから強制執行につきましては、民事訴訟法の問題でございますので、この法律でぐるにいる新しい手を打つことがなかなかむずかしい問題のようございますが、先ほども申し上げましたように、今後消費者保護法のような法律を検討するということにいたしておりまして、消費者部会では検討を続けますが、その際に、これら問題についても新しい考え方を入れられることを検討いたしたいというふうに考えております。

○藤井恒男君 今度の割賦販売法について、消費者保護というたてまえからの立法であることは

当然のことなんですが、消費者信用というものがこのように量的にも拡大しているし、しかも多様化しているという点から、どのような形態のものがあらわれてくるかななかな予測しがたいとい  
うのが現状だらうと私思います。そういう意味で金融の問題、それから商品を受け渡す問題、業務、それに先ほども出した後務をサービスする

といふ問題、あるいは現に割賦の伴わないところのものが現にもあらうと思うのだけれども、こういったものを消費者信用という形でこの割賦販売法の中に網羅することに本來的無理があると私は思います。しかし、これは先ほど来論議されておるよう、今後消費者保護の全体的な保護体系

が必要だということを局長もお認めになつてその作成を急ぐということでございますので、こう

いった趣旨を生かして全体的な法体系というものを整理する段階にきておる。私は、その辺のところをよろしく肝に置いて处置していただきたいと

思います。

時間が迫つておりますので、割賦販売法はそのくらいたしまして、一点だけ景表についてお聞きしたいのですが、今度の法律で、不当表示の問題等について、迅速に対処するために、現在の公取の機関だけでは不十分だから都道府県知事に委任する、委託するというのが法の一つの大きな趣旨でございますが、そのためには経費を投じて、四十

七人の人件費が出ていますね。お話をすれば一県一人、四十七都道府県だから四十七人、こういうことだけれども、いかにもこれは画一的過ぎやしないか。P.R.ということも必要だし、すべての県にそれは必要ではあるけれども、しかし、おのずからわが国の地図をながめれば現状はわかり切ったことなんで、この辺どうしてこういう形になつたのか。まあ人数が多ければそれは重点的な配備もできるという答弁ならこれは答弁もないにひどいわけだけれども、これはちょっとと画一的に過ぎやしないだろうかという気がしますので、この点お聞かせいただきたい。

○政府委員(熊田淳一郎君) 都道府県に出します委託費の中で、人件費、四十七都道府県分にそれぞれ一人の職員の配置分しかないとということになりますが、これは必要最小限度といふことであります。私ども最初に考えましたときなんでございます。私ども最初に考えましたときは、やはり各府県で最小限度一人は基本的な相談業務といいますか、そういうような從来からやつております業務に必要な人員が要るであろう。それでそのほかに、從来の実績から見ましてもやはり大きい都市を含みます県、こういうようなところは苦情の件数も多うございます。したがいまして、違反件数も多くなるわけございまして、そ

れでそのほかに、從来の実績から見ましてもやはり大きい都市を含みます県、こういうようなところの人が現にもあらうと思うのだけれども、こういったものを消費者信用という形でこの割賦販売法の中に網羅することに本來的無理があると私は思います。しかし、これは先ほど来論議されておるよう、今後消費者保護の全体的な保護体系

人員をある程度配分すべきではなかろうかとい

ことを考えまして、予算要求の際にはもっと多く人員を要求したわけでございましたが、しかし、予算折衝の過程におきまして、やはり必要最小限の人員ということになりました。非常に画一的ではございませんけれども、各都道府県一人ずつということになったわけでございます。しかしながら、これは今後のまた実施状況を勘案をいたしまして、これで不足するところにつきましては、今後のお予算措置で応じてまいりたいというふうに考えております。

違うだから、まあ一名置かなければいかぬという  
のはよくわかるんです。しかし、四十七都府県  
あるから四十七全部ペーだということはちょっと  
私お粗末だと思うので、もう少しこの辺は公取に  
おかげでも人員を置かれるならもつと的確な置き  
方、そのためのはじきというものも出てくると思  
うので、今後継続的にこの問題をひとつ詰めてい  
ただきたいと思います。私はふやしたほうがいい  
と思うが……。

その次は、これは最後にお伺いしますが、今度  
の法案と少し離れますけれども、企業局と公取の  
ほうにお尋ねします。

実は私、五月五日だったと思うけれども、テレビのニュース番組で見た内容のものなんだけれども、子供の教科書以外の参考書がおびただしく出回つておる。皆さん方のお子さん方もまあ教科書以外の参考書というものはたくさんお買い求めだと思つんだけど、ちょっと私数字を申し上げますが、これはもうばく大な数字なんです。日本図書教材協会に加盟している会社が全国で二十社あるわけだけれども、このうち教科書以外の参考書が実際に六万種類現在あるわけなんです。その売り上げが年間五百億。教科書の文部省予算が百六十億円、これに対し、いま申したように教科書以外の子供の参考書は六万種類で五百億円、三倍強に

主 1 0

○政府委員(本田早苗君) 御指摘の問題につきましては、直接問題として検討はまだいたしておりません。一度文部省ともよく連絡をとりまして、

はという気がするわけなんだけど、公取としては、これは全然関知していないことかどうか、それをお聞きしたいと思います。

持つて六千店の特約店がある。三万五千人のセールスマントラブルで販売に当たっておる。この販売はほとんどが訪問販売です。販売の形態もこれはある意味における割賦です、頭金を置いて月々払つていくという形なんだから。そして売り上げがこれも年間実に四百億をしておる。学習雑誌を出している出版社、小学生向けの学習雑誌二種類、これが六百万冊。小学生は全国で九百五十万人おるわけだけど、三人に二人はこれらを全部利用しておる。こういう現状ですね。この現状に照らして、正規の義務教育というものを子供は受けておるし、学校で正規の教科書によつて教育を受けておる。そういったときに、いま言ったように三倍以上の費用でこれだけのばく大なものが子供のいわゆる余暇時間に使用されておるこの教育上の問題といふのは、この場で論議すべきことじやありませんから、私は触れません。たいへんな問題だらうと私は思うんだけど、こういったほとんど全部の人にくまなく行き渡つておる商品ですね、いつてみればこれは商品なんです。しかも、学習マシンということになると教育ママではないけれども、

104

- 1 -

○政府委員(谷村裕君) 私どものほうでは、いま藤井委員がおっしゃいましたように、不当表示問題というふうにはこれを全般的には見ておりませんけれども、扱いました例といたしまして、いわゆる参考書類等を充てております連中が、一冊幾らといふうなことを、お互に申し合わせをいたしましたし、そして売つておったという一種のカルテル事件をたしか昨年だたと思ひますが、調べ発いたしまして、それをやめさせたという例がございます。今後とも、非常にこの教育熱心に世の中がなつてしまいまして、こういうものが出来るようになりますと、それだけに需要が多い、そこで競争がある、何とかというような形の、いまの価格協定のようなことがあってはいけないということです、それは私ども十分注意してまいりたいと思っております。

それから、やはり一つ学習雑誌でございましたか、あるいは学習百科事典のようなものにつきまして、その宣伝用の文言に不適当な表示が認められました。直ちに不当表示として処断するといふほどの内容ではなかったのでございますが、それに対して警告を与えた例がございます。雑誌小学生向け雑誌等になつてしまりますと、これはいわゆる法定再販品でござります。法定再販品につきましても他の雑誌と同様私どもとしましては、それが再販の上においてはたして消費者の利益を害することなくやっておるかどうかということを私どもの立場から見なければならぬわけですが、ございますが、ただいままでのところまだちょっと雑誌まで手が回つております。あるいはレコード、カセットテープ等々についても将来、私どもとしてしなければいけないと思つておりますが、そこまでは手が回つております。結して私は生活内容の多様化、特にそれが具体的な、いわゆ

る衣食住という問題でない面にかなり私どもの生活が多様化してきているということのこれが一つのあらわれではないかと思いますが、それだけにやはりこういった問題の正しいあります。それは單に法律だけの問題ではございませんけれども、ということは御指摘のとおりやはり大事な問題であろうと思います。

○藤井恒男君 このニユース特集のポイントは、テーマは、子供にたしか売り込めというようなテーマであったと思うのです。だからテーマから推察するなら、いまの教育ママと児童心理というものをよくキナッチして、セールスマンを督促して訪問販売をやらす。先ほど言つたような膨大な三万五千人のセールスマンを全国に散らすわけですからね。なお、N.H.K.が扱った趣旨といふのは、私の推測するところでは遊び盛りの子供に、正規の教育を受けておるのに、その子供の余暇時間をおこういうことによつて縛りつけることに対するどうなんだろうという投げかけだらうと思う。しかし、現に三人に二人がこれを読み、私の子供もこれを読んでいますよ。どんどん雑誌がエスカレートして雑誌も分厚い、おみやげの付録もでつかい。そしてそれが機器に及んできた。学習マシンだから、これは何千円ですよ。だから奥さん、もちろん一ぺんに払えぬ。家庭を訪問して品物を見せ、頭金幾らで、あとは毎月幾らかずつ払つてもらえばいいんですよということになれば、これは割賦でしよう。それは私、そこまでこまかいことわかりませんよ。しかし、これだけ膨大なものが出回つておるということについて私は、やはりこの場で論議することが不適当かもわからぬけど、もちろんのことを考えて行政指導というものはあらねばならない。通産省の行政指導によつて限られた範囲だけで、こういう形でやっていくと、いうものだけではいけないんじゃないかというような気もしまして、適当な場でなかつたかもわからぬけど、せつかく企業局と公取の委員長お見えだからお伺いしたよな次第なんです。一度双方で十分御調査願つて、適正な運営がなされるよう

に、また、できればその現状等について、晴海に集配の総合センターがあるはずだから、資料なども一度お見せいただきたいというふうに思います。

○須藤五郎君 最近、不当表示によるごまかし商以上で終わります。

品があとを断たないというニュースが連日のよう  
に報道されております。牛乳をはじめ合成洗剤、  
米など。このような不当表示をなくし、国民が安  
心して買えるものができるようにする上で、今回の  
割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法はど  
れだけ役立つかという点をお尋ねしたいと思いま  
す。

消費者にいろいろ御迷惑がかかっておるという場合に、特に問題が生じておりますのは、訪問販売による割賦販売のときでございまして、先ほどから御指摘のように、企業体系等もその原因になつておるかとも思いますが、あまり契約関係の知識が十分でなく、また、商品知識も十分でない主婦の方々に十分な見本を見せずに契約する、そのことが現物を見た上でだまされたというふうなことに相なるわけでございますので、今回、申込みの内容について書面で明示することにしまして、かつ現物を提示しまして、よく契約者の方がそのものについて実態を認識した上で契約するという形にいたしたいということで、訪問販売による問題はかなり問題が解消するというふうに考えておるわけでござります。

それから、表示につきましても、たとえば現金正価幾ら、割賦販売の価格は幾らということで、差額だけで判断することに伴いまして、実際の金利の年率といふものは価格差以上に大きなものであるということあとで問題が起らぬいよう、に、価格の表示等につきましても、それを年率表示をすると、いうことではつきりと計算して、比較の上で契約ができるというふうにもいたしたいと、いうこと等々によりまして、御指摘の点の問題を、解消するようにはかつておるわけでございます。

○政府委員(谷村裕君) 今回の不當景品類及び不当表示防止法の改正によりまして、私は大まかに言って二つのことが言えると思います。

一つは、私どもが独占禁止法をやつてまいりました最初のときには、こんなに全国にわたっていわゆる不当表示とか不当景品とかいうものがあるというのを想定していたわけではございません。昭和三十七年にこの法律ができましたときにも、ほんとうにその点についてはどの程度の事件がどうなるかということは思っていたわけでもございません。つまり、御承知のように、いままことに須藤委員が御指摘になったように、不当表示とか不当景品というものは毎日毎日全国で起こり得

る問題でござります。さような意味におきまして、これが私どものところはブラックごとに、まあ十人とか、多いところで大阪の二十人ぐらいの者がおると、いう程度の地方支分部局を持っておるわけでございますが、これが都道府県に網を広げることによりまして、より有効適切にその処理が消費者のためにできるのではないかということ、その全国的規模にある程度いくということ。

これはさらには、おまえそれでは不足ではないか、もっとと特別市だの市町村にも行つたらどうかといふ御意見も出るかもしませんが、この点は最初のことです。そこで、とにかく、都道府県でそういう体制を整えて、いただくということでひとつ全国的な網の目を張りめぐらす。

それから第二番目は、今までのまちらん部道

府県で受け付けたり、市町村でも受け付けたりして、私どものほうにもいろいろ言つてまいります。そうしますと、私どものほうでまたいろいろそのところは話を聞いたりして出かけます。時間がかかる。それを都道府県知事の段階において何か違反事件があるかなとお認めになつたら、すぐその場で指示をしていただく。おやめになつたほうがいいですよ、これは間違っていますからおやめなさいと。それから御自分の手で、それがたとえばうそつき表示になつているか、二重表示になつているかということを調査する権限を与えら

れていますから、都道府県知事が現場で、身近なところで迅速に処理していただくという、この迅速な処理ということ。しかし、それは法律では、

○須藤五郎君 次に私は、牛乳の問題で少し質問をしたいのですが、牛乳は国民の生活に欠かせないもので、国民の健康にかかわり、また幼い方の成長に影響する重要な問題です。そこで、牛乳の品質や安全性について、何点か質問があります。

まず一つ目は、牛乳の生産過程における衛生管理と品質保証についてです。牛乳は、生産から販売までの間に多くの手がかかるため、衛生管理が非常に重要です。特に、殺菌工程や包装工程での衛生管理が、牛乳の品質を決定する要因となります。そこで、牛乳の殺菌方法や包装方法、また、品質検査の基準などについてお聞きしたいです。

二つ目は、牛乳の輸送と貯蔵についてです。牛乳は、生産後すぐに消費されるべきであるため、速やかな輸送と貯蔵が求められます。そこで、牛乳の輸送手段や、貯蔵温度などの条件についてお聞きしたいです。

三つ目は、牛乳の販売と需要についてです。牛乳は、主に家庭用として販売されていますが、近年では、飲食店や工場での需要も増えています。そこで、牛乳の販売量や需要動向についてお聞きしたいです。

以上、牛乳に関する質問です。

児の主食でもあり、牛乳メーカーは良質の牛乳を供給するという社会的責任を負っておると思うんです。この社会的責任を忘れ、もうけ主義に走り、異種脂肪入りのインチキ牛乳を売っていたトップメーカーである明治乳業の責任はきわめて重大だと思います。つくってはならない牛乳をつくれたことは許すことのできないことでありますが、紙漬入りミルクの事件で多くの被害者を出した

たままでに完全補償をしない森永乳業の例もあるようだ。大企業メーカーの無責任さは目に余るものがあると思います。政府は明治乳業の社会的責任をどう考へておられるのか。きのうの新社長の新聞記者会見で国生社長は、まぜものは一個だけだと。一体、一個だけということはどういうことか。その成り立つと一本三才にして一個だけ

など、こう言うのか。これは一個だけだといふよ  
うなことばは国民をこまかすことばだと私は言わ  
なければなりません。自分ではそういうことを  
やっておきながら、はなはだ高姿勢の居直った発  
言をしておる。何ら反省をしている様子がないと  
いうことです。政府は、このメーカーの姿勢を社  
会的責任を感じたものと思うのかどうかです。政  
府は、明治乳業が異種脂肪入り牛乳をつくったと  
いう事実を一体認めるのかどうかと、いうこの点に  
ついて、私は農林省、厚生省、公取の意見を聞い  
ておきたいと思います。質問は簡単ですから、簡

單に答えてもらいたいと思います。  
○説明員（植木建雄君） 農林省の牛乳乳製品課長  
でござります。

去る四月五日におきまして、衆議院の物価特別委員会で明治乳業をめぐる諸問題が初めて明らかにされまして、同社の異種脂肪混入にかかる牛乳等について若干の疑い等があつたのではないかどうかというような御指摘が明らかにされたわけでござります。農林省といたしましては、当然のことですがござりますけれども、つくりました牛乳は食品安全法に基づきまして、良質のものを消費者に供給するということを前提にして酪農乳業が成立をいたしておりますわけでございますので、事の重要性

に非常に思いをいたしまして、農林省をいたしましてはこの事実に基づきまして、四月十一日付で明治乳業株式会社に対しまして、特に畜産局長名で本件に関し種々の警告を厳重に発しましたのでござります。おそらくは、本件は乳業界全体の姿勢にかかる問題でござりますので、乳業者の集まりでござりますところの全国協会对しましても、同業の攻撃指導を強くいたしておりますのでございま

ですが、特に明治乳業につきましては、本件が市乳の大手メーカーであるということからその影響はきわめて大きいと考へまして、本件の経緯、あるいは同社の所見等を特に畜産局長名で求めたでございます。これにつきましては、農林省のこの警告書に対しまして、明治乳業といいたしましては、事態をきわめて深く反省しておるということでお四月二十日に、昨年秋に厚生省に提出いたしておりましたてんまつ書を添付いたしまして回答がまいっております。それらによりますと、やはり今後生産、管理等の体制につき十分自肅自戒しながら仕事を進めていく、こういう内容に相なっております。

ます。

○政府委員(浦田純一君) 厚生省といたしましては、本来純正な食品であるべき牛乳が少なくとも昨年、一昨年の公取委員会事務局より調査をされました結果が、大手メーカーのトップである明治乳業の製品について、異種脂肪を混入しておるということについて疑いが持たれたという事実につきましては、これはきわめて私どもとしては重大な事態と思い、また、憂慮いたしておるところでございます。この公正取引委員会事務局から御連絡のございました成績によりまして、私どもは直接に明治乳業株式会社の責任者を呼びまして事情の聴取を行なつたわけでございます。私どもの根本的な立場といたしましては、少なくともどのような経過であれ、あるいは故意と過失とは問わず牛乳にこのような疑いが持たれたという事実につきましては、これは私どもは、本来あつてはならないことといふ立場から明治乳業に対しまして、従来までの荷受けの際のチェックのしかた、あるいは工程の管理、あるいは製品の管理につきまして具体的に私どものほうから指示いたしまして、その結果につきましてはてんまつ書の提出を求めております。なお、県当局を通じましてそれらの改善についての事実の確認、さらにその後引き続き製品が……。

○須藤五郎君 明治乳業の社会的責任はどう思う

んだと、いうことを聞いている。  
それから異種脂肪が入つておる牛乳をつくつておつたという事実を認めるのかどうか。その二点です。ばくの質問に対する答弁は、言いわけみたいな答弁をする必要はない。

○政府委員(浦田純一君) 公正取引委員会事務局

より提出された成績によりまして、私どもはそうちつた事が、疑いがあるというふうに承知しております。当方からのその後の検査では、残念ながらその事実は、その後の製品について検査しましたところでは認められません。

○政府委員(谷村裕君) 須藤委員の御質問に端的にお答えいたします。

私は、明治乳業はもろんトップ企業でありますか何でございますか、大手でございますが、それ以外といふもやはり社会的責任はたいへん強い問題があると思います。その点では大手、あるいは中小とを問わないと思います。全国にわたって、いやしくもそういう異種脂肪が入るようなことがあっては絶対にならない、かよう思います。それから第二の点につきましては、私どもの立場からあの検査結果をもつてして直ちにそういう異種脂肪を故意に入れてつくつておった、あるいはどこかで間違つて入つた、あるいはまた牛乳段階でのチェックが足りなかつたと、絶対にそういう事実が何かあつたと断定するためには、いささかまだ証拠が十分ではなかつたと私どもは思つております。しかし、何かそういうことがありそうだと思います。しかも、時間がないから簡単に私も質問しているんだから、簡単にその責任を明らかにしたいんです。厚生省、どうです。もう一べん答えてください。

○政府委員(浦田純一君) 厚生省としては、このような疑いを持たれたということですら明治乳業の社会的責任は重大であると思っております。それからその事実につきましては、公正取引委員長のはうからのお答え——私どもはそちらのほうからの御連絡でもつて動いたわけでございます。しかし、何かそういうことがありそうだと思います。しかも、時間がないから簡単に私も質問しているんだから、簡単にその責任を明らかにしたいんです。厚生省、どうです。もう一べん答えてください。

○須藤五郎君 農林省はどうですか。

○説明員(植木建雄君) 先ほど御答弁申し上げま

したように、本件はきわめて重大な社会的責任の

ある事案であると考えております。したがつて、私どもは警告書を當該会社に出したわけでありま

す。それからなお、事実の問題につきましては、農林省は食品衛生法に関する事件でございますの

で、直接の事件の内容調査をいたしておりませ

ん。そういう趣旨であります。御了承願いたい

と思います。

○須藤五郎君 農林省は、ことに四月二十日に明

治乳業から、異種脂肪混入を認めるという回答を

思はとつておるのでしょう。

○説明員(植木建雄君) ことしの四月十一日にた

だいま申し上げました警告書を出すと同時に、そ

が答弁求めたように、政府は、明治乳業のこういふことをやつてきた社会的責任をどう思うか、それは社会的責任は重大ですと、こう答えればそれが済むことなんです。それをそはつきり答えたことかんとか言い回しをして……。それが明治乳業は異種脂肪が入つておる牛乳をつくつておつたという事実はどうなんだと、つくつておつたと、こう答えたたらそれでいいことなんです。一ことばで済むことです。それを言を左右にしてこまかうとするからこういうことになつてくるんじゃないですか。その点はつきり答えてもらいたいです、時間もないことですから。私は、そう時間がないから簡単に私も質問しているんだから、簡単にその責任を明らかにしたいんです。厚生省、どうです。もう一べん答えてください。

○須藤五郎君 厚生省も昨年十一月二十日、明治牛乳のてんまつ書をとつておりますね。同じよう

な内容のてんまつ書をとつているのじゃないですか。とつていてるならとつていてる、こう一言答えて下さい。

○政府委員(浦田純一君) とつております。

○須藤五郎君 みなすなおにそれを認めていますからね。私これ以上追及はやめますが、五月二十一日の社長交代のときに異種脂肪混入をはつきり認めているのですね、社長自身が。それから四月二十七日、牛乳乳製品懇話会で国生明治乳業会長

は、異種脂肪混入の事実を認めて陳謝をしておるのですよ。だから、こういう事実があるのだから、ぼくの言った質問に対してもうおにそらでござりますと、重大であります。混入は認めておりますと、こう答えればいいものを、君たちは何か奥歯にものははさまつたような答弁をするから時間がかかるとしているのですね。

けさの各新聞に出た明治乳業の「謹告」御心配をおかけしましたが、製品につきましては御心配ございません、異種脂肪の混入については一言も認められていないのです。ごまかしの社告だと私は思

うのですが、政府はこの社告の内容を一体そのとおりだといふふうに認めるのかどうか。農林、厚生、公取、認めるなら認める、認めないと認められないことばで答弁して下さい。

○説明員(植木建雄君) 農林省といたしまして、昨日の社長交代、それからその際の談話、それから農林省も何かメーカーの側に立つて、国民の健康を守るという純粹な立場に立つてないんじゃないかという、そういう疑惑を国民が持たざるを得ないようなことになるんですよ。だから私



した。この原料を溶かした容器には脂肪がこびりつき、魚の腐ったようなにおいがして異種脂肪だとわかつております。この原料は工場ではマル全と呼ばれて、丸の中に全の字ですが、三十キロが紙袋に入つております。戸田橋工場でもこれを夏場は一日に九十袋、冬場はその半分ぐらいを使つておりました。牛乳工場ではこの原料を溶かしたタンクと普通の原料を入れたタンクとは別々に分かれておりまして、ホモジナイザー、いわゆる均質機ですね、ホモジナイザーに入れてこれをまぜておるわけです。この原料は数年前から使われておりましたが、ことしの二月一三月ごろから使われなくなつておるということを聞いておりま

実がわかつてきております。その点認めますか。

どうですか。

○政府委員(浦田純一君) 私どものほうにそのような報告がございましたので、昨年十一月、県当局を通じまして、さっそく事実の調査に当たらしたわけでございます。それで、カゼインでございまして、これは確かにその工場にあったというのも事実のようでございます。ただ、これは先生御承知だと存りますけれども、特別の調製粉乳の原料としては認められておるということでございまして、同工場がはたして普通の加工乳、そういうものにこれを使っておったかどうかという事実関係につきましては、残念ながら確認ができずにおります。

○須藤五郎君 それじゃカゼインを何に使っておつたんです、その工場は。

○政府委員(浦田純一君) 特殊調製粉乳の原料として使っておつたものと考えております。

○須藤五郎君 カゼインは牛乳に使ってはいけないということになつておるんじゃないですか。

○政府委員(浦田純一君) 牛乳には使ってはならないことになつております。

○須藤五郎君 じゃ特殊というのは何です。

○政府委員(浦田純一君) 乳児用の特別に調製した粉乳でござります。

○須藤五郎君 なおいけないですな。牛乳と粉乳と違うんですか。やはり牛乳なんでしょう。子供に使う粉乳にカゼイン使ってもいいという、そんなばかなこと、おかしいですよ。厚生省。子供ならよけい使つちやいけないんじゃないですか。あんたの言う牛乳といふのは一体何やね。粉乳は牛乳と違うんですか。粉乳も牛乳のうちでしょ。そうでしょう。違いますか、牛乳と。粉乳とはどう違うんですか。牛乳を乾燥して、そうして粉にしたのが粉乳でしようが。それを子供が飲むんだつたら、よけいいかぬじやないですか、カゼイン使つたら。そこをどういうふうに説明するんですか。ぼくの頭じゃ説明のしようがないね。――答えないさい。

○政府委員(浦田純一君) カゼインを特殊調製粉乳の原料として使っておるということは、現在、法律で認められておるわけでござりますが、カゼインというものは元素が牛乳の成分の一つでございますので、その辺、純粹なカゼインを使うということで特に特別調製粉乳については許可しておるわけでございます。人体の健康いかなうことは、これは別の観点の話になりますけれども、健康あるいは栄養価といったような点から申しますというと、そもそも天然の牛乳の成分でござりますので、その点は変わりはないということございます。

それから牛乳と申しますのは、やはり省令でもつて牛乳とそれから特別調製粉乳というものにつきましては、それぞれ規格というものが設けられておりまして、取り扱いははつきりと分かれておるわけでございます。

○須藤五郎君 その議論は、もつと時間があるときにやりましょう。

私は、この愛媛工場での粉乳のつくる工程を、あんたたちは知らぬと言ふんだから、そういうものがあることを知らないと言っているんだから、私が質問しても答えられないかもわからないと思うから、参考までに製造工程を私がここで説明します。

カゼインをタンクに入れて八十度ぐらいの蒸気加熱で十五分間、そして攪拌して活性炭を加えて、これは脱臭用でにおいを取るためです。それを十分攪拌間して、それでろ過して冷却する。それでタンクに保存するのです。それから二番目の植物性油脂、ヤシ油は、四十かんぐらいを蒸気室で百度Cぐらいで加熱して白く凝固したヤシ油を液化して、タンクに入れて色素、ビタミン剤を加える、そういうことでつくるのですね。それからそのできた1と2を合わせて、さらに脱脂粉乳五十キログラム入り一袋ませて、そして攪拌して消石灰その他を混入——中には、私は名前がはつきりわかりませんが、CLL、ML、MOなどの記号のついた薬品を混入して、そして遠心分離機でこ



○委員長(大森久司君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、矢野登君が委員を辞任され、その補欠として山崎竜男君が選任されました。

○委員長(大森久司君) 別に御意見もなければ、討論はないものと認め、これより直ちに採決に入ります。

割賦販売法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(大森久司君) 別に御意見もなければ、討論はないものと認め、これより直ちに採決に入ります。

割賦販売法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(大森久司君) 別に御意見もなければ、討論はないものと認め、これより直ちに採決に入ります。

竹田現照君から発言を求められておりますので、これを許します。竹田君。

○竹田現照君 ただいま可決されました割賦販売法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、共産党、五党共同提案による附帯決議案を提出いたしたいと存じますので、御賛同願います。

案文を朗読いたします。

割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり次の諸事項の実現につき努力すべきである。

一、業界における苦情処理機構をさらに一段と充実するとともに、その適切かつ迅速な処理体制の確立をはかること。

二、互助会等の既存事業者の実態を把握するとともに、業界の体質強化のため積極的な指導を行ない消費者とのトラブルを未然に防止すること。

右決議する。

○委員長(大森久司君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

ただいまの決議に対し、田中通産大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。

よつて、竹田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中通産大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。

よつて、竹田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中角栄君から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。

よつて、竹田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

案文を朗読いたします。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり次の諸事項の実現につき努力すべきである。

一、公正取引委員会ならびに都道府県(特に大都市の所在する都道府県)の機構の抜本的拡充強化につき画期的な予算措置を講じ、もつて不当景品、不当表示防止の実効を期すること。

一、都道府県知事に対して十分に指揮監督するとともに情報交換、協議等について都道府県相互間の連携強化の指導を行なうこと。

一、すみやかに第四条第三号の指定を行ない、不当表示の防止に万全を期すこと。

一、公正競争規約の設定について積極的に業界を指導すること。

一、公競規約の設定について積極的に業界を指導すること。

次回は、明二十四日午後二時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後六時五分散会

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は四月二十七日)

一、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

一、公競規約の設定について積極的に業界を指導すること。

組織が全面的に壊滅することになり、推定六百万の加入者の受益権が根底から侵されることになる。



昭和四十七年六月十一日印刷

昭和四十七年六月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D